

1 避難地域等復興加速化プロジェクト

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|--------------------|--|-----------------|------------------------------------|-------|---|---------------------------|
| 1 安心して暮らせるまちの復興・再生 | | | | | | |
| (1) 復興拠点を核としたまちづくり | | | | | | |
| 1 | 避難地域の復興拠点づくりの推進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 復興拠点計画が具体化していない事業があること、特定復興再生拠点の整備が完了していないこと等により、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 避難地域復興局 土木部 |
| 2 | ふるさと帰還後の買い物支援や生活交通の確保 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 帰還後の買い物支援や生活交通の確保は住民が安心して生活するのに必要不可欠であるが、十分に整備されていないため。 特定復興再生拠点における整備が令和3年度以降も必要となるため。 | 避難地域復興局 生活環境部 商工労働部 |
| 3 | 避難指示区域等におけるインフラの復旧 | 一部見直し | 特定復興再生拠点等におけるインフラの復旧 | 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> 特定復興再生拠点については、令和3年度以降もインフラの復旧が必要となるため。 | 土木部 |
| 4 | 住宅や公共施設、道路、農地、森林等の除染・放射線量低減対策の推進（再掲・環境P） | 一部見直し | 森林等の放射線量低減対策の推進、放射線物質除去・低減に向けた技術開発 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 帰還困難区域を除き平成30年3月までに面的除染が完了し、道路等側溝堆積物の除去・処理も令和2年度までに完了見込み。 一方、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出、特定復興再生拠点の除染は、令和3年度以降も続く見込み。 県民の安全、県産農林水産物の信頼を確保するため、放射性物質除去・低減の技術開発は今後も取り組む必要があるため。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 |

(2) 広域インフラの充実・広域連携の推進

ア 幹線道路の整備

| | | | | | | |
|---|------------------------------------|-------|-----------------------|--------|---|-----|
| 5 | 「ふくしま復興再生道路」の整備、東西の連携軸の強化等（再掲・基盤P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 各事業（ふくしま復興再生道路整備事業、地域連携道路等整備事業、直轄道路整備事業の負担金）の事業完成に向け、令和3年度以降も引き続き事業を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 6 | 相馬福島道路、東北中央自動車道の整備（再掲・基盤P） | 完了見込み | — | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> 相馬福島道路は令和2年度全線開通目標で整備が進められており、達成する見込みのため。 平成29年11月4日に福島大笹生から米沢北間が開通し、福島・米沢間が全線開通となったため。 | 土木部 |
| 7 | 常磐自動車道の4車線化・追加ICの整備（再掲・基盤P） | 一部見直し | 常磐自動車道の4車線化・スマートICの整備 | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> 大熊IC、常磐双葉ICは完了となるが、(仮)小高スマートICの整備が事業化される見込みのため。 広野以北の暫定2車線区間について、早期の4車線化が図られるよう、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 8 | 復興拠点へのアクセス道路の整備 | 継続 | — | 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> 事業完成に向け、令和3年度以降も引き続き事業の継続が必要のため。 | 土木部 |
| 9 | 防災・減災対策など安全に安心して暮らせる道路の整備 | 完了見込み | — | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強事業を進め、令和2年度までに255橋を達成する見込みのため。 落石対策事業等を進め、令和2年度までに1376箇所を達成する見込みのため。 | 土木部 |

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---------|-----------------|----|----|----|
|----|---------|-----------------|----|----|----|

イ JR常磐線の整備

| | | | | | |
|----|-------------------------|----------------------|----|--|----------------|
| 10 | JR常磐線の早期復旧・基盤強化（再掲・基盤P） | 一部見直し JR常磐線の基盤強化等 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR常磐線は令和元年度末に全線開通となる見込みのため。 ・JR常磐線の高速化・基盤強化に関しては、引き続き国への要望等を継続していく必要があるため。 | 企画調整部 生活環境部 |
|----|-------------------------|----------------------|----|--|----------------|

ウ 広域連携の検討

| | | | | | |
|----|-----------------------------|----|----------------------|--|----------------|
| 11 | 日常生活で必要となる地域公共交通ネットワーク構築の検討 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・今もなお、東日本大震災により避難を余儀なくされた被災地住民が多く存在することから、令和3年度以降も被災地住民の足の確保における取組は、継続する必要があるため。 | 生活環境部 |
| 12 | 二次救急医療機能を担う医療機関の確保に向けた検討 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・住民が安心して生活できるよう、双葉地域における救急患者の受け入れ体制をより充実したものとさせるため。 | 保健福祉部 病院局 |
| 13 | 必要に応じたその他広域連携の検討 | 拡充 | 帰還状況に応じたその他広域連携による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降も消防団再編や鳥獣被害対策について、より広域連携による支援が必要となるため。 | 危機管理部 生活環境部 |

(3) 浜通り地方の医療等の提供体制の再構築

ア 医療の提供体制の整備

| | | | | | |
|----|--------------------|----|---|--|-------------------------|
| 14 | 医師の確保と医療機関の機能回復・拡充 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・避難地域等の医療提供体制の再構築については、避難指示が解除された各市町村（大熊町は除く）で少なくとも1施設の診療所が開設・再開しており、引き続き、医科・歯科診療所等、地域で必要とされる医療機関の再開を支援する必要があるため。 ・双葉地域における救急患者の受け入れ体制をより充実する必要があるため。 | 避難地域復興局 保健福祉部 病院局 |
|----|--------------------|----|---|--|-------------------------|

イ 介護福祉サービスの提供体制の整備、介護予防の強化

| | | | | | |
|----|--|----|---|--|-------|
| 15 | 介護福祉人材の確保 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・避難地域の介護人材不足は依然として続いている状況にあることから、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 16 | 福祉施設等の復旧 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域内の施設など、今後解除された場合の支援が必要であるため。 ・災害復旧事業により応急仮設を建てた施設について、本施設への帰還の見通しが不明のため。 | 保健福祉部 |
| 17 | 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの整備 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・2025年が地域包括ケアシステム構築の目途であるが、特に被災町村で進んでいない状況にあり、令和3年度以降も整備に取り組む必要があるため。 | 保健福祉部 |

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|---------------------|--|---|----|--|---------------------------------------|
| ウ 保健・福祉サービスの提供体制の整備 | | | | | |
| 18 | 保健・医療・福祉に係る専門人材、施設・設備の確保等、サービスの提供体制の整備（再掲・健康P） | 拡充 保健、医療、福祉・介護人材の着実な確保・育成・定着、施設及び設備整備の推進等、サービスの提供体制の強化 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除区域等において、介護職員不足により定員まで入所者を受け入れることができない介護施設はもとより、民間サービス事業者の参入が進まないなど被災地特有の事情を抱える中、住民に安心して帰還してもらうためには、福祉・介護施設の整備やサービス提供体制の確保に向け更なる支援が必要であるため。 ・本県における震災後の介護関連職種の有効求人倍率は上昇傾向であり、また介護施設等の介護職員の不足感が高いことから、引き続き介護人材確保に努めていく必要があるため。 ・避難指示が解除された各市町村において、内科・歯科診療所等、地域で必要とされる医療機関の再開を支援する必要があるため。 ・ふたば医療センター附属病院において引き続き必要な二次救急医療を提供する必要があるため。 ・医療機関等からの要請に応じた医師派遣や医師のキャリア形成等の支援により、県内の医師数は着実に増加している。 <p>しかし、厚労省公表の暫定的医師偏在指標において全国ワースト4位であるなど、状況は依然深刻であることから、医師の派遣等についてより実効性のある施策を展開していかなければならないため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の帰還を見据え、被災地域を支援するため、医師、看護師、その他医療従事者の確保に向け、より実効性のある施策を展開していかなければならないため。 ・特に被災市町村において地域包括ケアシステムの取組が進んでいないため。 ・被災地における障がい福祉サービス基盤の整備を進める必要があるため。 | 総務部 避難地域復興局 保健福祉部 病院局 教育庁 |

エ 帰還した住民の健康保持・増進

| | | | | | | |
|----|--------------------------------------|----|---|----|---|--------------|
| 19 | 長期にわたる県民健康調査を通じた健康の保持・増進（再掲・健康P） | 継続 | — | 未定 | ・県民健康調査を通して県民の健康の保持・増進に継続して取り組む必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 20 | 県民の健康確保のための疾病予防・早期発見・早期治療の推進（再掲・健康P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後悪化した健康指標は改善傾向にあるものの、未だに震災前の健康指標まで回復していないこと及び全国平均まで改善されていないことから、今まで以上の計画の加速を図るため、知事をトップとした関係者との協議の場を設置するなど、推進体制を強化する必要があるため。 | 保健福祉部 土木部 |

(4) 産業・生業の再生

ア 産業の再生

| | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|------------------|
| 21 | 被災事業者がふるさとに帰還する際の事業再建支援 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・未だ帰還できない事業者もあり、引き続き現行の取組を進める必要があるため。 ・帰還困難区域が残っている現状では、この事業を終了することはできず、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 避難地域復興局 商工労働部 |
| 22 | 官民合同チームによる事業者等への戸別訪問・相談支援を通じた事業再開支援の拡充（ハンズオン支援） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・未だ帰還できない事業者もあり、引き続き現行の取組を進める必要があるため。 ・帰還困難区域が残っている現状では、この事業を終了することはできず、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---------------------------------------|-----------------|---------------------|----|---|----------------|
| 23 | 若者の起業による定着促進など、地域活力向上・帰還促進に向けた創業支援 | 一部見直し | 地域活力向上・帰還促進に向けた創業支援 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域が残っている現状では、この事業を終了することはできず、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 ・幅広い世代の起業による定着促進を図る必要があるため。 | 生活環境部 商工労働部 |
| 24 | 商工会などへの復興支援員配置を通じた事業者支援 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難地域等における事業再開は道半ばとなっていることや、今後建設見込の避難地域商工会館があることから、十分な経営相談・支援実施ができる体制を整備すべく必要な人員確保に向け、引き続き支援する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 25 | 震災復興に向けた人材の育成・確保、被災者の安定的な雇用確保（再掲・中小P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後、避難指示解除等に伴い、企業の帰還がさらに進むことが予想されることから、引き続き雇用確保の支援に取り組んでいく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 26 | 新たな産業（企業）の戦略的な誘致 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・イノベ構想における浜通り地域等の復興及び再生に向けた企業立地については、企業誘致セミナーや現地視察ツアーの開催等により、産業の集積に一定の効果があった。令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |

イ 農業の再生

| | | | | | | |
|----|---|----|---|--------|---|-------|
| 27 | 安全な農産物の生産対策の徹底 | 継続 | — | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難解除から間もない地域は営農再開の初期段階であり新規作付が予想されるとともに、帰還困難区域は営農再開がこれからであることから、令和3年度以降も現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 28 | 農林水産物の放射性物質検査の徹底及び情報の迅速・的確な公表（再掲・農林P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまで米の全量全袋検査や牛の全頭検査をはじめ、県産農林水産物の安全・安心確保を目的とした放射性物質検査を実施してきたところであり、基準値超過数は大幅に減少しているが、出荷制限が継続する品目があるほか、根強い風評に対応するためにも引き続き取組が必要であるため。 | 農林水産部 |
| 29 | 出荷制限、作付制限等の解除に向けた試験栽培等の実施 | 継続 | — | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全な農作物が生産できることを確認するため、試験栽培等の取組を令和3年度以降も継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 30 | 農地、農道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧（再掲・農林P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域等において未査定地区があり、市町における復旧計画等を踏まえ、農業生産活動の再開を図るために、令和3年度以降の取り組み継続が必要であるため。 | 農林水産部 |
| 31 | 農地整備や海岸保全施設の整備など農林水産業基盤の強化（再掲・農林P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の強化を進めていたが、近年老朽化施設が増加していることにより施設整備が進んでいないため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 32 | 地域農業の将来像（経営再開マスタープラン等）の策定 | 継続 | — | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難解除から間もない地域は、営農再開の初期段階であり、帰還困難区域は営農再開がこれからであることから、令和3年度以降も現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 33 | 営農再開に向けた農地の保全管理 | 継続 | — | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定復興再生拠点内の農地は現在除染を開始したところであり、除染後に営農再開されるまでの間は引き続き保全管理への支援が必要。また、特定復興拠点以外の帰還困難区域内の農地についても、今後、拠点エリアの拡大等により保全管理の取組が必要となるため。 | 農林水産部 |

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|--|-----------------|---------------------------------|--------|---|----------------|
| 34 | 営農の再開・農業の再生に向けた調査研究を行う「浜地域農業再生研究センター」の整備 | 完了・達成 | — | 平成27年度 | 事業の完了 | 農林水産部 |
| 35 | 「浜地域農業再生研究センター」における調査研究の推進 | 継続 | — | 令和12年度 | ・避難解除から間もない地域は営農再開の初期段階であり、帰還困難区域は営農再開がこれからであり、令和3年度以降も現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 36 | 地域農業の担い手の確保・育成、営農再開への支援 | 拡充 | 避難地域内外からの地域農業の担い手の確保・育成、営農再開の支援 | 未定 | ・避難解除から間もない地域は営農再開の初期段階であり、帰還困難区域は営農再開がこれからであることから、令和3年度以降も現行の取組を継続する必要があるため。 ・帰還農業者のみならず、外部からの担い手確保を含め、地域農業生産体制の充実を図る必要があるため。 | 農林水産部 |
| 37 | 住民の避難に伴い増加した野生鳥獣による農作物等被害の防止対策の推進 | 継続 | — | 令和12年度 | ・野生鳥獣による被害が続いているため。特にイノシシについては、継続して農作物被害を確認する必要があるため。 ・ハクビシン、アライグマ等中型動物について、新たな被害の拡大も懸念されるため。 ・相双家畜保健衛生所による継続飼養農場への定期的巡回指導の継続及び営農再開に向けた家畜の処分に対する関係市町村等との連携体制維持が必要であるため。 | 農林水産部 |
| 38 | 県産品の安全性や魅力に関する消費者理解の促進（再掲・風評P） | 継続 | — | 未定 | ・県内外の消費者に対し、風評の払拭が図られるよう、県産品の安全性や魅力に関する理解の促進に引き続き取り組む必要があるため。 | 生活環境部 観光交流局 |

ウ 森林林業の再生

| | | | | | | |
|----|----------------------------------|----|---|----|--|-------|
| 39 | 森林施業と放射性物質の拡散抑制対策の一体的な実施（再掲・農林P） | 継続 | — | 未定 | ・森林整備を進めているが、労働力の確保に苦慮し、目標森林整備面積を達成していないことから、令和3年度以降も引き続き現行の取り組みを継続する必要があるため。 ・実証事業を進めたが、課題解決に向けて知見の収集が必要であるため。 | 農林水産部 |
| 40 | 林地、林道等の復旧（再掲・農林P） | 継続 | — | 未定 | ・山地災害危険地区の着手率が目標に達成しておらず、令和3年度以降も引き続き取組を継続する必要があるため。 ・帰還困難区域の解除の見通しを踏まえ、令和3年度以降も引き続き林道の整備事業を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |

エ 水産業の再生

| | | | | | | |
|----|---|-------|-----------------------|-------|---|-------|
| 41 | 漁港、漁場、市場、水産業共同利用施設等の復旧・復興（再掲・農林P） | 一部見直し | 漁港、漁場施設等の復旧・復興 | 令和7年度 | ・漁場復旧支援対策事業は、旧警戒区域等の作業に時間を要することから、令和3年度移行の事業継続について水産庁と協議を進めているため。 ・震災被災施設の復旧がほぼ完了することから、水産業共同利用施設復旧整備事業を令和2年度で終了し、以降は通常の経営構造改善事業に移行してハード整備を支援するため。 | 農林水産部 |
| 42 | 共同利用に供する漁船建造の支援、早急な漁業生産活動の再開・活性化支援（再掲・農林P） | 継続 | — | 令和7年度 | ・復旧支援を進めていたが、事業が完了していないため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 43 | 適切な水産資源管理と水産種苗研究・生産施設の復旧による栽培漁業の再構築（再掲・農林P） | 一部見直し | 水産資源研究所の活用による栽培漁業の再構築 | 令和7年度 | ・平成30年度供用が開始された水産資源研究所を活用した栽培対象種の種苗生産や種苗生産技術開発に取り組む必要があるため。 ・調査船調査結果等にもとづく資源解析により、適切な資源管理方法を検討する。 | 農林水産部 |

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---------|-----------------|----|----|----|
|----|---------|-----------------|----|----|----|

2 世界のモデルとなる復興・再生
(1)イノベーション・コスト構想の推進
ア ロボットテストフィールド

| | | | | | | |
|----|--|-------|---|----|--|----------------|
| 44 | 県内の橋りょう、トンネル、ダム、河川、山野等を利用した災害対応ロボット等の福島浜通りロボット実証区域の指定 | 拡充 | 県内の橋りょう、トンネル、ダム、河川・山野等を利用した災害ロボット等の実証試験場所の拡充及び実証試験の推進 | 未定 | ・福島ロボットテストフィールド（RTF）が令和元年度中に全面開所予定であり、以前よりも利用者が増加する見込みのため。 | 商工労働部 |
| 45 | 陸海空を対象とした型式認証、操縦者の訓練、ライセンス付与、災害時出動拠点等、福島しかない機能を有する災害対応等ロボットの实証拠点（ロボットテストフィールド）の整備、運用 | 一部見直し | 福島ロボットテストフィールドの利活用促進等 | 未定 | ・各拠点の開所に伴い、拠点の利活用促進に向けた取組を行うとともに新たな企業や人材の呼び込みや拠点を利用した企業と地元企業とのマッチング等を支援し、新たなビジネスの創出に向けた一層の取組が必要のため。 ・福島ロボットテストフィールドの整備事業が令和元年度末に完成する見込みのため。 | 企画調整部 |
| | | | | | | 商工労働部 |
| 46 | 原子炉格納容器の調査・補修ロボットの開発・実証試験などを行う櫛架遠隔技術開発センターの整備・運用 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | 危機管理部 企画調整部 |
| 47 | ロボット技術開発最先端拠点となるようトップクラスの大学・研究機関・企業招へいを想定した共同研究施設の整備、運用 | 一部見直し | 一部見直し後のNo.45「福島ロボットテストフィールドの利活用促進等」に統合 | — | — | 企画調整部 |
| | | | | | | 生活環境部 |
| | | | | | | 商工労働部 |

イ 国際産学連携拠点等（廃炉を含む）

| | | | | | | |
|----|---|-------|------------------------------------|----|--|------------------|
| 48 | 廃炉等の研究開発・人材育成の拠点となる廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の整備、運用 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | 危機管理部 企画調整部 |
| 49 | 燃料デブリや放射性廃棄物などの性状把握、処理・処分技術の開発を行う放射性物質分析・研究施設の整備、運用 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | 危機管理部 企画調整部 |
| 50 | 廃炉や環境回復等の多様な研究分野を対象とした先進的な共同研究施設の整備、運用 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | 企画調整部 |
| 51 | 廃炉人材等の育成、防災研修を行う技術者研修拠点の整備、運用 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | 企画調整部 |
| 52 | 廃炉、環境回復等多様な分野を対象とした大学教育拠点の構築 | 継続 | — | 未定 | ・人材育成は長期的及び継続的な取組が必要であり地元市町村からも評価が高いため。 | 企画調整部 |
| 53 | 震災・原子力災害の教訓等を継承等するためのアーカイブ拠点の整備、運用（再掲・風評P） | 一部見直し | 震災・原子力災害の教訓等を継承等するためのアーカイブ拠点の利活用促進 | 未定 | ・アーカイブ拠点については令和2年度に開所する予定であるが、施設において実施する収集・保存事業の継続、調査・研究事業、研修事業等の具体化等を図る必要があるため。 | 企画調整部 文化スポーツ局 |
| 54 | 福島大学や福島工業高等専門学校などの高等教育機関等における廃炉等の研究開発、人材育成の推進 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | |

ウ スマート・エコパーク（環境・リサイクル関連産業）

| | | | | | | |
|----|---|-------|---------------------------------|----|--|-------|
| 55 | 浜通りを中心とした環境・リサイクル関連産業の集積（スマート・エコパーク）の実現 | 一部見直し | 浜通りを中心とした環境・リサイクル関連産業の集積の推進及び構築 | 未定 | ・これまでのリサイクル資源に加え、海洋プラスチック問題や太陽光パネルなど新たなリサイクル需要に対応した環境・リサイクル関連産業の構築に向け、産学官連携や新たな技術の実用化・事業化への支援を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
|----|---|-------|---------------------------------|----|--|-------|

エ エネルギー関連産業

| | | | | | | |
|----|-------------------------------------|----|---|-------|--|-------|
| 56 | 避難地域への再生可能エネルギー導入と「まちづくり」「地域の再興」の推進 | 継続 | — | 令和4年度 | ・国、県、関係機関等が策定した「福島新工社会構想」に基づく事業であり、令和4年度の事業完了が予定されているため。 | 企画調整部 |
|----|-------------------------------------|----|---|-------|--|-------|

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|--|-----------------|--------------------------------------|--------|--|----------------|
| 57 | （陸上風力）風力発電の大量導入の支援 | 継続 | — | 令和22年度 | ・再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| 58 | （洋上風力）浮体式洋上風力発電の実証研究など | 完了見込み | — | 令和22年度 | ・国において、引き続き、安全性・信頼性・経済性について検証を進め、令和2年度までに実証研究は終了予定のため。 | 商工労働部 |
| 59 | クリーンコール（石炭のクリーンな利用）分野で世界をリードする拠点の実現 | 継続 | — | 令和33年度 | ・広野GCC/パワー合同会社について、令和3年9月の運転開始に向け整備が継続される必要があるため。 | 企画調整部 |
| 60 | CO ₂ が少なく再生可能エネルギーの調整電源として優れる天然ガス（LNG）火力発電所等の立地促進 | 完了見込み | — | 令和22年度 | ・令和2年春に発電所が運転開始予定のため。 | 企画調整部 |
| 61 | 天然ガス（LNG）の地域利用の促進 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | 企画調整部 |
| 62 | 復興まちづくりと連動したスマートコミュニティの導入 | 継続 | — | 令和22年度 | ・再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| 63 | 水素によるエネルギーの貯蔵・効率的な利用の実証研究 | 拡充 | モビリティによる利活用に加え、施設などでの水素エネルギーの利活用への拡大 | 令和22年度 | ・水素ステーションやFCV（燃料電池自動車）の導入等を支援した結果、モビリティ利用による水素エネルギーの普及が進んでいるが、福島水素研究フィールド産水素の県内利用を見据えて、取組を拡充し、さらに水素利活用の範囲を広げることが必要であるため。 | 企画調整部 |
| | | | | | | 商工労働部 |
| 64 | 動植物系の廃棄物のメタン発酵ガス発電システムの導入 | 継続 | — | 令和22年度 | ・再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 農林水産部 |
| 65 | 藻類バイオマスに関する事業化支援 | 完了・達成 | — | 平成30年度 | ・実証事業を通して、藻類バイオ燃料の生産技術について、システムとして確立できる可能性が成果として得られたことから、所期の目的を達成したため。 | 商工労働部 |
| 66 | 県有ダム等を活用した小水力発電の導入促進 | 完了見込み | — | 令和22年度 | ・平成30年度に公募を実施し優先交渉権者を決定。今後、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を実施していく予定のため。 | 土木部 |
| 67 | 浜通り地域へのエネルギー関連産業の集積 | 継続 | — | 未定 | ・福島イノベーション・コースト構想の重点施策として再生可能エネルギーを位置づけており、同構想を加速化させる上で、産業の集積が必要であるため。 | 商工労働部 |

オ 農林水産業

| | | | | | | |
|----|--|----|--|----|---|-------|
| 68 | 水稲超省力・大規模生産、畑作物大規模生産、環境制御型施設園芸構築、フラワーコースト創造、阿武隈高地畜産産業クラスター、作業支援ロボットの推進 | 拡充 | 営農再開の状況等に合わせた新たな技術（復旧した農業用施設の維持管理のための水路泥上げロボット、造成した海岸防災林の保育・管理技術等）開発、ロボットトラクター等スマート農業技術の導入推進 | 未定 | ・令和3年度以降は、農地や防災林の復旧、営農再開の進捗状況に合わせた新たな技術開発及び先端技術の普及開発が必要となるため。 ・未だ多くの企業が開発途中であることから、浜通り地域の産業復興を実現するため継続して実施していく必要があるため。 | 商工労働部 |
| | | | | | | 農林水産部 |
| 69 | CLT等の新技術や木質バイオマスの推進による県産材の新たな需要創出 | 継続 | — | 未定 | ・浪江町に整備する木材加工流通施設が本県の林業・木材産業の拠点となるよう、県産材の安定的・効率的な供給体制を構築する必要があるため。 ・CLTに限定することなく、県内で開発された新たな木材利用技術の普及、導入促進を引き続き図っていく必要があるため。 | 農林水産部 |

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|-----------------------------------|-----------------|----|---|-------|
| 70 | 海洋における放射性物質対策の研究・情報発信を行う水産研究拠点の整備 | 完了見込み | — | 令和元年度 ・既存施設の解体工事、備品購入が令和元年度中に完了する見込みのため。 | 農林水産部 |

(2) 未来を担う、地域を担う人づくり
ア 先進的教育の推進

| | | | | | |
|----|------------------------|-------|---|--|-----|
| 71 | ふたば未来学園中・高校の校舎整備 | 一部見直し | ・拡充後のNo.72「ふたば未来学園高校を核とした先進的教育及び人材育成の推進」に統合 | ・校舎整備は完了し、付属施設も令和2年度までには完成予定のため。 | 教育庁 |
| 72 | ふたば未来学園高校を核とした先進的教育の推進 | 拡充 | ふたば未来学園高校を核とした先進的教育及び人材育成の推進 | ・避難地域12市町村を取り巻く状況は個々に変化し多様化しており、課題も山積している。令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 ・海外でも活躍する人材育成の取組を拡充することによって、より一層の効果が見込まれるため。 | 教育庁 |
| 73 | 教育環境の充実、児童生徒の交通手段の確保 | 一部見直し | 拡充後のNo.72「ふたば未来学園高校を核とした先進的教育及び人材育成の推進」に統合 | ・令和元年度中に緊急寮の現状復旧事業が完了する予定で、生活環境整備は終了するが、練習環境整備の継続が必要であるため。 | 教育庁 |

イ 産業人材の育成

| | | | | | |
|----|---|-------|--|--|-------|
| 74 | 県立小高工業高校と県立小高商業高校との統合高校の校舎整備 | 完了・達成 | — | 平成29年度 ・校舎整備が完了したため。 | 教育庁 |
| 75 | 県立小高工業高校と県立小高商業高校との統合高校におけるロボット工学の基礎知識や実践的技術など先端技術教育の推進 | 一部見直し | 県立小高産業技術高校におけるロボット工学の基礎知識や実践的技術など先端技術教育の推進 | ・平成29年4月に統合高校として開校しており、今後に向けては専門的な知識・技術を習得するカリキュラムの実践を支援し、福島イノベーション・コースト構想など地域に貢献できる人材の育成に引き続き取り組んでいくため。 | 教育庁 |
| 76 | 再生可能エネルギーや医工連携、ロボットの分野など、ふくしまの将来の産業を担う人づくり（再掲・子どもP） | 継続 | — | ・福島イノベーションコースト構想の推進に資する人材の育成に重点を置いて「再生可能エネルギー関連産業」「ロボット関連産業」を中心とした産業分野に向けた人材育成を、令和3年度以降も継続する必要があるため。 ・キャリア教育の視点を加味した理数教育の推進が不十分であり、ふくしまスーパーサイエンスクール事業をはじめとした各事業により、プログラミング教育や体験プログラムの構築等、推進していく必要があるため。 | 保健福祉部 |
| | | | | | 商工労働部 |
| 77 | 廃炉人材等の育成、防災研修を行う技術者研修拠点の整備、運用（再掲・避難P） | 継続 | — | ・人材育成に係る取組は長期に及び継続的な取組が必要であるため。 | 教育庁 |
| 78 | 廃炉、環境回復等多様な分野を対象とした大学教育拠点の構築（再掲・避難P） | 継続 | — | ・人材育成に係る取組は長期に及び継続的な取組が必要であるため。 | 企画調整部 |

(3) 地域の再生を通じた交流の促進

| | | | | | |
|----|------------------------------------|-------|-------------------------------------|--|------------------|
| 79 | 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたJヴィレッジの再生 | 一部見直し | 地域や関係機関と連携した利活用促進、Jヴィレッジ来場者による交流の促進 | ・Jヴィレッジは2019年4月にグランドオープンを迎えたが、今後、地域の発展を担う施設として活用する必要があるため。 | 企画調整部 文化スポーツ局 |
| 80 | 浜通り独自の観光資源づくり | 継続 | — | ・震災を経験した福島だからこそ可能な「ホープツーリズム」の推進のため、取扱旅行会社の拡大や企業等、幅広い対象に向けたコンテンツの造が必要のため。 | 観光交流局 |

| No | 現行の取組内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|-----------------|--|----|--|---------------------------|
| 81 | 震災・原子力災害の教訓等を継承等するためのアーカイブ拠点の整備、運用（再掲・風評P） | 一部見直し | 震災・原子力災害の教訓等を継承等するためのアーカイブ拠点の活用促進 | 未定 | アーカイブ拠点については令和2年度に開所する予定であるが、施設において実施する収集・保存事業の継続、調査・研究事業、研修事業等の具体化等を図る必要があるため。 | 企画調整部 文化スポーツ局 生活環境部 |
| 82 | 犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記録と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等のための復興祈念公園等の整備（再掲・風評P） | 一部見直し | 復興祈念公園等における犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記録と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等 | 未定 | ・復興祈念公園等は数年内に整備が完了し、今後、復興への強い意志の発信等が必要になるため。 なお、公園の一部区域については、2020年東京オリンピックの開催時期までに利用が図れるよう整備。 | 土木部 |
| 83 | アーカイブセンター等を中心とした震災ツーリズムの推進 | 継続 | — | 未定 | ・震災を経験した福島だからこそ可能な「ホープツーリズム」の推進のため、取扱旅行会社の拡大や、企業等、幅広い対象に向けたコンテンツの造成が必要のため。 | 観光交流局 |

2 生活再建支援プロジェクト

| No | 現行の取組 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|-----------------------------|---|---|----|--|---------|
| 1 住まいや安全・安心の確保 | | | | | |
| (1) 住まいの確保とコミュニティの形成 | | | | | |
| 1 | 避難者ニーズに応じた原発避難者向け復興公営住宅の整備 | 一部見直し 避難者ニーズに応じた原発避難者向け復興公営住宅の運営 | 未定 | ・いまだに恒久的な住宅への移行が進まない多くの避難者がいるため。 ・復興公営住宅の整備は保留分を除き完了したため。 | 土木部 |
| 2 | コミュニティ交流員を通じた復興公営住宅におけるコミュニティの形成・維持 | 継続 | — | ・復興公営住宅のコミュニティ形成には、一定期間の支援が必要であり、各団地のコミュニティ形成の状況に応じた支援を継続する必要があるため。 | 避難地域復興局 |
| 3 | 応急仮設住宅等の供与、居住環境の維持 | 継続 | — | ・避難指示区域等からの避難者が安定した住まいを確保できる環境が整うまでの間、仮設住宅の供与を継続する必要があるため。 ・被災者の住宅の自立再建を支援するため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 避難地域復興局 |
| | | | | | 土木部 |
| 4 | 生活支援相談員を通じた応急仮設住宅等におけるコミュニティの確保、孤立防止対策の推進 | 継続 | — | ・応急仮設住宅、復興公営住宅等で孤立化が進まないよう、引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 5 | 県内自主避難者に対する借上げ住宅の供与 | 完了・達成 | — | ・自主避難者への応急仮設住宅の供与は平成29年3月31日で終了したため。 | 避難地域復興局 |
| 6 | 応急仮設住宅（借上げ住宅）から恒久的な住宅への移行支援 | 継続 | — | ・応急仮設住宅の供与が継続しており、生活再建に向けた見通しを早い段階から立ててもらうことが重要であることから、引き続き対応が必要のため。 | 避難地域復興局 |
| | | | | | 土木部 |
| (2) 情報提供・相談支援 | | | | | |
| 7 | 行政情報、生活情報に関するきめ細かな情報提供 | 継続 | — | ・消費者被害は年々複雑・多様化する傾向にあることから、引き続き、消費者教育を受ける機会を確保していく必要があるため。 ・避難先での生活が長期化している方に対し、本事業の情報提供の取組について継続が必要であるため。 | 危機管理部 |
| | | | | | 生活環境部 |
| 8 | 各都道府県や市町村等に設置する相談窓口等を通じた避難者の相談支援 | 継続 | — | ・避難生活の長期化に伴い、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、情報提供、相談支援等の取組について継続が必要であるため。 | 避難地域復興局 |
| (3) 保健・医療・福祉の提供、心のケア | | | | | |
| 9 | 被災者の健康状況悪化予防や健康不安の解消等に向けた生活習慣の改善や栄養サポートなどの健康支援活動の実施 | 継続 | — | ・被災者の健康保持や健康不安の解消など、継続的な健康支援活動を実施するにあたり、被災市町村では保健師や栄養士等の専門職が不足しており、引き続き人材確保を図る必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 10 | 被災者のための仮設診療所や高齢者等サポート拠点の設置 | 一部見直し 高齢者サポート拠点の設置等による被災者のための見守り・相談体制の充実強化 | 未定 | ・避難を継続する方に対し見守りや相談支援事業を継続する必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 11 | 被災した障がい者の福祉サービス提供体制の整備 | 継続 | — | ・令和3年度以降も震災により転院を余儀なくされた方々の帰還支援は必要であるため。 | 保健福祉部 |
| 12 | 長期にわたる県民健康調査を通じた健康の保持・増進（再掲・健康P） | 継続 | — | ・県民健康調査を通して県民の健康の保持・増進に継続して取り組む必要があるため。 | 保健福祉部 |

| No | 現行の取組 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|--|-----------------|---|----|--|--------|
| 13 | 県民の健康確保のための疾病予防・早期発見・早期治療の推進（再掲・健康P） | 継続 | — | 未定 | ・東日本大震災後悪化した健康指標は改善傾向にあるものの、未だに震災前の健康指標まで回復していないこと及び全国平均まで改善されていないことから、今まで以上の計画の加速を図るため、知事をトップとした関係者との協議の場を設置するなど、推進体制を強化する必要があるため。 | 保健福祉部 |
| | | | | | | 土木部 |
| 14 | 震災孤児等の修学及び生活に対する経済的支援（寄付の活用） | 継続 | — | 未定 | ・遺児・孤児への給付事業を進めており、遺児・孤児がいなくなるまで現在の取り組みを継続していく必要があるため。 | こども未来局 |
| 15 | 相談窓口や訪問活動などによる被災者の心のケアの推進（再掲・健康P） | 継続 | — | 未定 | ・避難生活からの帰還という前例のない生活環境の変化の中で、葛藤や困難を抱える被災者に対して、当面は現状の取組を維持する必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 16 | 震災や原発事故により不安やストレスを抱える子どもや家族の心のケア（再掲・健康P） | 継続 | — | 未定 | ・児童、生徒を取り巻く環境は多様化・深刻化しており、心のケアが必要な児童、生徒に対して、引き続き支援を継続する必要があるため。 ・甲状腺検査二次検査受診者やその家族の心のケアに継続して取り組む必要があるため。 ・一層複雑化、深刻化する被災者の相談に対応するため、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 総務部 |
| | | | | | | 生活環境部 |
| | | | | | | 保健福祉部 |
| | | | | | | こども未来局 |
| | | | | | | 教育庁 |

(4)教育環境の整備

| | | | | | | |
|----|---|-------|-------------------------------|----|--|------------|
| 17 | サテライト校の運営や特別支援学校の整備など、被災した子どもたちの教育環境の整備 | 一部見直し | 特別支援学校の整備など、被災した子どもたちの教育環境の整備 | 未定 | ・伊達地区への特別支援学校の整備は、一部スケジュールの遅れが生じており、令和4年度供用開始に向けて引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 ・サテライト校の運営が完了見込みであるため。 | 教育庁 |
| 18 | 被災した子どもたちの就学環境等を確保するための経済的支援 | 継続 | — | 未定 | ・現在も避難指示が解除されておらず、避難を続けている者がいる実態があることから、引き続き現行の取組を行う必要があるため。 | 総務部 教育庁 |
| 19 | 被災児童、生徒の受け入れ学校の教員の増員 | 継続 | — | 未定 | ・不登校やいじめ、学力低下、体力低下等への対応とともに新たな目標（魅力的な教育活動の実施）が求められていることから、各学校の必要性に応じた加配措置を継続する必要があるため。 | 教育庁 |
| 20 | 被災した学校施設等の復旧（再掲・子どもP） | 継続 | — | 未定 | ・被災した県立学校の施設等が残っており、今後の動向を見ながら復旧工事を行う必要があるため。 ・私立学校の復旧工事に係る既存貸付の返済完了まで期間を要するとともに、新規貸付を行う可能性もあるため。 | 総務部 |
| | | | | | | 教育庁 |

(5)仕事・雇用の確保

| | | | | | | |
|----|-----------------------------------|----|---|-------|--|-------|
| 21 | 避難先での農林漁業の再開に対する支援 | 継続 | — | 令和7年度 | ・当面、帰還等の見通しが立たない避難農業者の生活再建を後押しする取組が必要であるため。 | 農林水産部 |
| 22 | 本格的な事業再開までの被災者の雇用確保への支援（再掲・中小P） | 継続 | — | 未定 | ・今後、避難指示解除等に伴い、企業の帰還がさらに進むことが予想されることから、引き続き雇用確保の支援に取り組んでいく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 23 | 再開した事業所等における被災者等の安定的な雇用確保（再掲・中小P） | 継続 | — | 未定 | ・今後、避難指示解除等に伴い、企業の帰還がさらに進むことが予想されることから、引き続き雇用確保の支援に取り組んでいく必要があるため。 | 商工労働部 |

| No | 現行の取組 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----------------------|---|-----------------|----|--|---------|
| (6)賠償の請求支援等 | | | | | |
| 24 | 福島県原子力損害対策協議会の活動を通じた取組や賠償請求支援 | 継続 | — | ・今後も弁護士等の専門家の知見を要する相談に対応するため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 避難地域復興局 |
| 25 | 被災者等に対する災害見舞金の交付、義援金の配分、生活再建支援金の支給等 | 継続 | — | ・避難指示区域及び解除区域を有する市町村については、現在も被災家屋の解体工事が続いているため、申請期間内に申請できない世帯があるため。 ・被災者の見守り・相談支援事業により、見守り・生活相談、交流に関する取り組みを実施。今後は被災者の仮設住宅から復興公営住宅への移動が進んでいること等により、取り組みの継続が必要とされるため。 | 避難地域復興局 |
| | | | | | 保健福祉部 |
| | | | | | 農林水産部 |
| (7)治安対策 | | | | | |
| 26 | 被災者の安全・安心の確保に向けたパトロールの強化のほか、復興関連事業者に対する法令遵守の徹底指導や防犯・交通安全教室の開催などによる治安対策の推進 | 継続 | — | ・被災者の安全・安心の確保のために、防犯ボランティア等によるパトロール活動の強化、帰還住民に対する防犯カメラ貸出、避難者・帰還住民を対象とした交通安全教室などを実施し、被災地を含む県内全域に対する治安対策を実施した。しかし、原子力災害に伴う避難指示が続いており、いまだに多数の被災者が避難を続けている状況にあることから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 警察本部 |
| 27 | 暴力団等反社会的勢力の排除機運の向上 | 継続 | — | ・徹底取締りや暴排広報啓発等により、暴力団排除に関する取組を積極的に実施しているが、県内には未だ暴力団勢力が存在し、暴力団の撲滅には至っていないことから、令和3年度以降も引き続き関係機関と連携強化し必要な支援を行う必要があるため。 | 警察本部 |
| (8)きずなの維持・再生 | | | | | |
| 28 | ICT等を活用した避難者への情報発信による全国各地に分散している県民のきずなの維持 | 継続 | — | ・未だ県内外に約4万人の県民が避難生活を続けていることから、今後も引き続き情報を発信することにより、きずなを維持する必要があるため。 | 企画調整部 |
| 29 | 地域の伝統芸能や文化、スポーツ等を通じたきずなの再生 | 継続 | — | ・未だ県内外に約4万人の県民が避難生活を続けていることから、今後も引き続き情報を発信することにより、きずなを維持する必要があるため。 ・各地域で継承されてきた民俗芸能の活動継続・再開のために、引き続き各団体の実情に応じたサポートや、公演など披露の機会創出が必要であるため。 ・全国で活躍する地域密着型プロスポーツチームと連携し、ふくしまの魅力を県内外に広く発信することで、観光誘客などにも繋がり、より一層の効果が見込まれるため。 | 企画調整部 |
| | | | | | 文化スポーツ局 |
| | | | | | 農林水産部 |
| | | | | | 教育庁 |
| 2 帰還に向けた取組・支援 | | | | | |
| (1)帰還支援 | | | | | |
| 30 | 移転費用の補助や帰還先における公営住宅等の確保 | 継続 | — | ・未だ避難指示が解除されていない自治体や、応急仮設住宅の供与が継続している自治体があることから、本事業の取り組みについて継続が必要であるため。 | 避難地域復興局 |
| 31 | 帰還支援アプリ等を通じた情報提供等による帰還のための支援 | 継続 | — | ・未だ県内外に約4万人の県民が避難生活を続けていることから、今後も引き続き情報を発信することにより、きずなを維持する必要があるため。 | 危機管理部 |
| | | | | | 企画調整部 |
| | | | | | 避難地域復興局 |

| No | 現行の取組 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|-----------------------------------|-----------------|---|----|--|-------|
| 32 | 被災住宅の再建・補修などに関する相談や支援 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示や応急仮設住宅の供与等が継続しており、被災者の住宅の自立再建を支援するため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 ・被災者生活再建支援法が適用とならない場合の住宅被害に対し、被災者の早期住宅再建を支援する必要があるため。 | 危機管理部 |
| | | | | | | 土木部 |
| 33 | 住宅の二重ローン対策など、被災者や帰還する方の住宅再建・確保の支援 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の供与が継続しており、被災者の住宅の自立再建を支援することから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 34 | 避難指示区域等の防犯機能の強化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域が整備されるなど、復旧・復興に伴う治安情勢は日々刻々と変化していることから、被災地の情勢変化に応じた迅速な対応を行う必要があるため。 | 警察本部 |

(2) 避難地域等の帰還環境の整備 ※避難地域等復興加速化プロジェクトで対応

3 避難者支援体制の充実

| | | | | | | |
|----|---|----|---|-------|--|---------|
| 35 | 多様な主体との連携・協働による被災者支援 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化に伴い、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、本事業の相談支援や交流の場の提供等の取組について、継続して行う必要があるため。 | 避難地域復興局 |
| | | | | | | 保健福祉部 |
| 36 | 被災市町村等への職員派遣や原発避難者特例法に基づく行政事務等への支援 | 継続 | — | 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が解除された市町村では住民帰還に向けた取組を進めており、また、帰還困難区域を有する市町村では特定復興再生拠点区域の整備等を進めていることから復興・創生期間終了後も復旧・復興に従事する職員が必要なため。 | 総務部 |
| | | | | | | 土木部 |
| 37 | 子ども被災者支援法による健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援などの支援施策の充実 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子避難者等は二重生活による経済的な負担、避難先での孤立などの課題を抱えていることから、避難先と避難元の移動に伴う経済的負担の軽減を図るため、高速道路無料措置の継続が必要であるため。 ・結婚、出産、子育ての様々なライフステージにおいて、切れ目のない支援を要することから、継続的な取組が必要であるため。 | 避難地域復興局 |
| | | | | | | こども未来局 |

3 環境回復プロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|----|--|---|
| 1 除染の推進 | | | | | |
| (1)生活圏・農林地等における除染の推進 | | | | | |
| 1 | 住宅や公共施設、道路、農地、森林等の除染・放射線量低減対策の推進 | 一部見直し 森林等の除染、放射線量低減対策の推進、放射線物質除去・低減に向けた技術開発 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域を除き平成30年3月までに面的除染が完了し、道路等側溝堆積物の除去・処理も令和2年度までに完了見込み。 ・一方、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出、特定復興再生拠点の除染は、令和3年度以降も続く見込み。 ・県民の安全、県産農林水産物の信頼を確保するため、放射性物質除去・低減の技術開発は今後も取り組む必要があるため。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 |
| 2 | 講習会の開催などによる除染従事者育成 | 完了見込み | — | <ul style="list-style-type: none"> ・面的除染が完了したため（帰還困難区域を除く。）。 ・除染業務講習会受講者数が減少したため。 | 生活環境部 |
| 3 | 除染技術の実証などによる技術的支援 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ため池等については令和3年度以降も放射性物質を除去する必要があるため。 ・被災地の森林の活用のため、令和3年度以降も除染等の実証を継続する必要があるため。 | 生活環境部 農林水産部 |
| (2)仮置場等の確保、維持管理 | | | | | |
| 4 | 専門家等との連携や情報提供などによる住民理解の促進 | 完了・達成 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場等の確保・整備が概ね終了し住民の理解促進に係る事業が平成30年度で終了したため。 | 生活環境部 |
| (3)中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の輸送 | | | | | |
| 5 | 施設・輸送の安全確保等 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・除染土壌等については、2021年度までの概ね搬入完了に向け、引き続き、安全確認に向けた取組を実施する必要があるため。県外最終処分されるまでの間は、引き続き、中間貯蔵施設において適正に保管される必要があるため。 | 生活環境部 |
| (4)全県におけるモニタリングの充実・強化 | | | | | |
| 6 | 空間線量などのモニタリングと測定結果の分かりやすい情報発信 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・県民の安全を確保するため、引き続き空間線量率については情報提供をし続ける必要があるため。 | 危機管理部 企画調整部 農林水産部 |
| 2 食品の安全確保 | | | | | |
| 7 | 放射性物質検査による食品の安全確保 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・野生の山菜やきのこから依然として基準値を上回る放射線セシウムが検出されている。引き続き放射性物質検査を行うことにより、食品等の安全・安心を図り、ひいては県民の安全・安心を確保する必要があるため。 | 総務部 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 農林水産部 教育庁 |
| 8 | 放射能や食の安全に関する知識の普及 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県環境再生に向けた取組等への関心が薄れつつある中、福島県の現在の状況（放射線低減状況、中間貯蔵施設の進捗・成果等）について、継続的に理解の醸成を図る必要があるため。 | 生活環境部 |
| 3 廃棄物等の処理 | | | | | |
| 9 | 放射性物質に汚染された下水汚泥等の廃棄物の早急な処理、処分先の確保 | 一部見直し 放射性物質に汚染された廃棄物処理の促進 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質に汚染された廃棄物の処理は進められているが、一部処理が完了していないものもあることから、引き続き取組を継続する必要があるため。 ・下水汚泥等については、令和2年度までに全ての外部搬出を達成する見込み。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|----------------------------|-----------------|--|-------|--|-------|
| 10 | 災害廃棄物（がれき）処理 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・国の代行業（焼却灰の保管業務等）については、令和2年度までに完了する見込みのため。 | 生活環境部 |
| 11 | 仮設焼却炉等の整備 | 一部見直し | 一部見直し後のNo9.「放射性物質に汚染された廃棄物処理の促進、保管に使用した用地の原状回復」に統合 | | ・仮設焼却炉の処理対象が、主に対策地域内の廃棄物や指定廃棄物であるため。 | 生活環境部 |
| 12 | 既存管理型処分場を活用した埋立処分場の安全・安心確保 | 継続 | — | 未定 | ・指定廃棄物の埋立については、平成29年11月の輸送開始から約6年間の完了を予定しており、また、埋立完了後も引き続き、県民の不安を払拭し、県民の安全・安心を確保する必要があるため。 | 生活環境部 |

4 環境創造センター等における研究の推進

| | | | | | | |
|----|---|-------|---|--------|--|-------|
| 13 | 環境創造センターの整備 | 完了・達成 | — | 平成28年度 | ・環境創造センターの整備工事を進め、平成28年度までに全ての工事等が終了したため。 | 生活環境部 |
| 14 | 空間線量や放射性物質のきめ細かで継続的なモニタリング、国内外の研究機関と連携した調査研究、情報収集・発信及び教育・研修・交流の推進 | 継続 | — | 未定 | ・避難地域の再生、風評・風化対策、廃炉・汚染水対策、持続可能な地域環境創生等を始めとした取組が中長期的に及ぶことから、引き続き科学的な知見に基づく措置が講じられるよう、調査研究等を継続する必要があるため。 | 生活環境部 |
| 15 | 福島大学環境放射線研究所における環境中の放射性物質の動きや環境への影響の解明に向けた研究 | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | |

5 廃炉に向けた安全監視

| | | | | | | |
|----|--|----|---|----|-----------------------------------|-------|
| 16 | [廃炉に向けた取組]国及び原子力発電事業者が示した工程の進捗状況、廃炉に向けた取組状況に対する監視と県民への分かりやすい情報提供 | 継続 | — | 未定 | ・廃炉までの安全確保と情報発信を続ける必要があるため。 | 危機管理部 |
| 17 | [災害時に備える取組]国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策 | 継続 | — | 未定 | ・令和3年度以降も原子力防災体制の充実・強化を図る必要があるため。 | 危機管理部 |

4 心身の健康を守るプロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----------------------|---|-----------------|----|---|---------------------------------------|
| 1 県民の健康の保持・増進 | | | | | |
| 1 | 国に対する、放射線に関する各種安全基準の早急な設定や健康に関する情報の迅速な開示の要請 | その他 | — | ・該当部局がないため、点検困難 | |
| 2 | 長期にわたる県民健康調査を通じた健康の保持・増進 | 継続 | — | ・県民健康調査を通して県民の健康の保持・増進に継続して取り組む必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 3 | 学校給食など、食育を通じた健康の増進 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康指標の状況が震災前に戻っていないため。 ・減塩&野菜の摂取について、無関心層の食生活の改善を図る必要があるため。 ・地域の食に関する体験や知識を得るための一環として、農作業体験学習を行う小学校の数を震災前の水準（400校）に回復させるため。 ・管理栄養士不足は継続していることから、管理栄養士の県内確保が引き続き必要となるため。 | 保健福祉部 |
| | | | | | 農林水産部 |
| | | | | | 教育庁 |
| 4 | 県民の健康確保のための疾病予防・早期発見・早期治療の推進 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後悪化した健康指標は改善傾向にあるものの、未だに震災前の健康指標まで回復していないこと及び全国平均まで改善されていないことから、今までの計画の加速を図るため、知事をトップとした関係者との協議の場を設置するなど、推進体制を強化する必要があるため。 | 保健福祉部 土木部 |
| 5 | 被災者の健康状況悪化予防や健康不安の解消等に向けた生活習慣の改善や栄養サポートなどの健康支援活動の実施（再掲・生活P） | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康保持や健康不安の解消など、継続的な健康支援活動を実施するにあたり、被災市町村では保健師や栄養士等の専門職が不足しており、引き続き人材確保を図る必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 6 | スポーツイベントへの参加促進など、心身の健康の保持・増進に向けた県民運動の推進 | 完了見込み | — | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度で完了の予定だが、令和3年度以降も、引き続き現行の取組を継続していく必要性があるかを検討。 | 文化スポーツ局 |
| 2 地域医療等の再構築 | | | | | |
| 7 | 保健・医療・福祉に係る専門人材、施設・設備の確保等、サービスの提供体制の整備 | 拡充 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除区域等において、介護職員不足により定員まで入所者を受け入れることができない介護施設はもとより、民間サービス事業者の参入が進まないなど被災地特有の事情を抱える中、住民に安心して帰還してもらうためには、福祉・介護施設の整備やサービス提供体制の確保に向け更なる支援が必要であるため。 ・本県における震災後の介護関連職種の有効求人倍率は上昇傾向であり、また介護施設等の介護職員の不足感が高いことから、引き続き介護人材確保に努めていく必要があるため。 ・避難指示が解除された各市町村において、医科・歯科診療所等、地域で必要とされる医療機関の再開を支援する必要があるため。 ・ふたば医療センター附属病院において引き続き必要な二次救急医療を提供する必要があるため。 ・医療機関等からの要請に応じた医師派遣や医師のキャリア形成等の支援により、県内の医師数は着実に増加している。 しかし、厚労省公表の暫定的医師偏在指標において全国ワースト4位であるなど、状況は依然深刻であることから、医師の派遣等についてより実効性のある施策を展開していかなければならないため。 ・住民の帰還を見据え、被災地域を支援するため、医師、看護師、その他医療従事者の確保に向け、より実効性のある施策を展開していかなければならないため。 ・特に被災市町村において地域包括ケアシステムの取組が進んでいないため。 ・被災地における障がい福祉サービス基盤の整備を進める必要があるため。 | 総務部 避難地域復興局 保健福祉部 病院局 教育庁 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|-----------------|---|----|---|----------------|
| 8 | 地域全体での見守り活動を始めとした高齢者と地域住民との交流の場の設置 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が地域で支え合う町内会等の活動への支援や、ニュースポーツによる高齢者の運動習慣定着と社会参加の機会増加を図るため、取組の継続が必要であるため。 老人クラブ会員の減少に歯止めをかけるため、公益財団法人福島県老人クラブ連合会と連携して、活動内容の充実を図っていく必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 9 | 障がい者一人一人がその人らしく自立した生活ができるよう、ユニバーサルデザインに配慮された社会づくり | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインについての理解促進を図る取組を行ってきたが、まだ認知度が不十分であり、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| 10 | 救急医療体制や小児・周産期医療体制など医療サービスの提供体制の強化（再掲・子どもP） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月のふくしま子ども・女性医療支援センター開設以降、同センターに勤務する産科医・小児科医の体制が充実しているところであり、子どもと女性の医療に携わる医師の養成に向けて、引き続き、取組を継続していく必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 11 | 保育所や認定こども園の施設整備を促進するなど保育サービスの充実（再掲・子どもP） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 施設整備や保育所の安全対策等により、待機児童の解消や質の向上に繋がっているが、待機児童が依然として発生しているなど、引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | こども未来局 |
| 12 | 県民のこころを支える精神科医療の機能強化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> こころの医療センター（仮称）について、令和2年度に実施設計、その後、順次整備工事を実施することから、引き続き取組を継続する必要があるため。 大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、技能維持を図るため、また、チーム等の数を増やす必要があることから継続的な取組が必要であるため。 | 保健福祉部 病院局 |

3 最先端医療の提供

| | | | | | | |
|----|---|-------|---|--------|---|-------|
| 13 | 「ふくしま国際医療科学センター」の整備 | 完了・達成 | — | 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> 同センターの整備は28年度末までに終了しているため。 | 保健福祉部 |
| 14 | 「ふくしま国際医療科学センター」における県民健康調査の着実な実施、最先端の医療設備と治療体制の構築、世界に貢献する医療人の育成、医療関連産業の振興 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 県民健康調査を通して県民の健康の保持・増進に継続して取り組む必要があるため。 先端臨床研究センター（ふくしま国際医療科学センター）において、国が規定する手続きに基づき、薬剤の安全性及び有効性を科学的に立証するために長期間（10年～15年程度）の取組を必要とすることから、今後も同センターの研究開発を支援していく。 | 保健福祉部 |
| 15 | 「ふくしま国際医療科学センター」における国際的な保健医療機関等との連携・協働 | 継続 | — | 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> 先端臨床研究センターにおける放射性薬剤の研究開発に当たり、大阪大学、金沢大学、近畿大学及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等と連携・協働を行っており、継続して取り組む必要があるため。 | 保健福祉部 |

4 被災者等の心のケア

| | | | | | | |
|----|----------------------------------|----|---|----|---|--|
| 16 | 相談窓口や訪問活動などによる被災者の心のケアの推進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 心のケア事業を継続していたが避難生活からの帰還という前例のない生活環境の変化の中で、葛藤や困難を抱える被災者に対して、当面は現状の取組を維持する必要があるため。 | 総務部 保健福祉部 こども未来局 |
| 17 | 震災や原発事故により不安やストレスを抱える子どもや家族の心のケア | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒を取り巻く環境は多様化・深刻化しており、心のケアが必要な児童、生徒に対して、引き続き支援を継続する必要があるため。 甲状腺検査二次検査受診者やその家族の心のケアに継続して取り組む必要があるため。 | 総務部 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 教育庁 |

5 子ども・若者育成プロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|----------------------------|---|-----------------|----|----|--|--|
| 1 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり | | | | | | |
| 1 | 子どもや親の不安や悩みに対する相談体制の整備 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等への支援の質の向上につなげるため、子育て世代包括支援センターの令和元年度末での全市町村設置に向けて引き続き取り組むほか、関係機関の連携によって青少年の支援に引き続き取り組む必要があるため。 | こども未来局 |
| 2 | 震災や原発事故により不安やストレスを抱える子どもや家族の心のケア（再掲・健康P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の整備に努めてきたが、児童、生徒を取り巻く環境は多様化・深刻化しており、心のケアが必要な児童、生徒に対して、引き続き支援を継続する必要があるため。 ・甲状腺検査二次検査受診者やその家族の心のケアに継続して取り組む必要があるため。 ・震災の影響が残る中、自殺者数の減少を維持するための施策を継続する必要があるため。 ・アウトリーチ支援が必要な精神障がい者に対して支援を継続していく必要があるため。 ・一層複雑化、深刻化する被災者の相談に対応するため、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 総務部 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 教育庁 |
| 3 | 長期にわたる県民健康調査を通じた健康の保持・増進（再掲・健康P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民健康調査を通して県民の健康の保持・増進に継続して取り組む必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 4 | 学校や保育所等における給食の検査体制の整備 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・より一層の安全・安心を確保するためには、検査を継続するとともに結果を公表し、保護者へ広く周知する必要があるため。 | 総務部 こども未来局 教育庁 |
| 5 | 18歳以下医療費無料化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減につながっているため。 | こども未来局 |
| 6 | 子どもたちが安心して遊び、運動できる環境の整備 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質に対する保護者の不安が残っており、また、全国に比べて肥満傾向児の割合が高いことから、子どもの運動不足や体力向上を図る必要があることから、引き続き環境整備や子どもの健康づくりに取り組む必要があるため。 | 総務部 こども未来局 |
| 7 | 子ども元気復活交付金等を活用した子どもたちのスポーツ・文化活動の促進や子育て支援者の人材育成など、地域ぐるみの子育て環境の整備 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでの子育て環境の整備を引き続き進める必要があるため。 | こども未来局 |
| 8 | 子ども被災者支援法による健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援などの支援施策の充実（再掲・生活P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子避難者等は二重生活による経済的な負担、避難先での孤立などの課題を抱えていることから、避難先と避難元の移動に伴う経済的負担の軽減を図るため、高速道路無料措置の継続が必要であるため。 ・結婚、出産、子育ての様々なライフステージにおいて、切れ目のない支援が必要であり、継続的な取組が必要であるため。 | 避難地域復興局 こども未来局 |
| 9 | 救急医療体制や小児・周産期医療体制など医療サービスの提供体制の強化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月のふくしま子ども・女性医療支援センター開設以降、同センターに勤務する産科医・小児科医の体制が充実しているところであり、子どもと女性の医療に携わる医師の養成に向けて、引き続き、取組を継続していく必要があるため。 | 保健福祉部 |
| 10 | 保育所や認定こども園の施設整備を促進するなど保育サービスの充実 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備や保育士の人材確保、保育料の支援等により、待機児童の解消や子育て環境の向上に繋がっていることから、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 総務部 こども未来局 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----------------------|--|-----------------|----|--|-------------------------------|
| 2 復興を担う心豊かなたくましい人づくり | | | | | |
| 11 | 理数教育、防災教育の大幅な充実や国際化の進展に対応できる人づくりなどによる、ふくしまならではの教育の推進 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> 理数教育については、算数・数学、理科コンテスト等を通じた理数教育の充実により、児童生徒の学力向上を図る必要があるため。 放射線教育・防災教育については、震災・原発事故からの時間の経過を踏まえた新たな指導資料の作成が必要となるため。 国際化については、ふたば未来学園におけるスーパーグローバルハイスクール事業を通じて、グローバルな視野を持った地域リーダーの人材育成を目指す取組を推進する必要があるため。 震災・原子力災害を経験していない子どもたちが、県内で復興に取り組む団体等の取材や新聞づくりを通して、震災・原子力災害からの福島復興について深く理解する機会を継続的に図る必要があるため。 | 生活環境部 文化スポーツ局 教育庁 |
| 12 | 少人数教育を生かしたきめ細やかな指導、魅力ある教材の開発、教員の資質向上等による確かな学力の育成 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> 少人数教育だからこそできる授業の実施や指導形態の工夫など、今後も継続した研究が必要となるため。 「学力の伸び」を継続的に調査するほか、児童生徒の活力の育成や、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた授業の実施など、一人一人の児童生徒の学力向上に取り組む必要があるため。 | 教育庁 |
| 13 | 道徳教育やボランティア等の体験活動を通じた復興を支える豊かなこころの育成 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> 豊かな心の育成のためには、心の基盤づくりとしての道徳教育の充実が必要不可欠であり、継続的に取り組む必要があるため。 LGBT等の今日的な人権課題への取組の必要性はより一層高まっており、組織的・計画的に行っていく必要があるため。 | 文化スポーツ局 教育庁 |
| 14 | 子どもたちが自ら健康の保持・増進を図ることができるような健康教育の推進 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> 全国体力・運動能力、運動習慣調査の体力合計点が全国平均に達していないほか、肥満傾向児の出現率が全国平均を上回っていることから、体を動かすことの魅力を伝え、運動の定着化、体力向上につなげていけるよう取組を進める必要があるため。 | 文化スポーツ局 教育庁 |
| 15 | 学校給食など、食育を通じた健康の増進（再掲・健康P） | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康指標の状況が震災前に戻っていないため。 減塩＆野菜の摂取について、無関心層の食生活の改善を図る必要があるため。 地域の食に関する体験や知識を得るための一環として、農作業体験学習を行う小学校の数を震災前の水準（400校）に回復させるため。 管理栄養士不足は継続していることから、管理栄養士の県内確保が引き続き必要となるため。 | 保健福祉部 農林水産部 教育庁 |
| 16 | 中・高校生や大学生など若者の社会活動（ボランティアや地域活動）等を通じた復興への参画推進 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが主体的に考え、判断し、本県の復興や地域活性化に寄与できるような取組を継続的に実施していく必要があるため。 | 商工労働部 教育庁 |
| 17 | 奨学金等による修学支援 | 継続 | — | <ul style="list-style-type: none"> 震災による孤児・遺児に対する生活・就学支援や、被災児童・生徒の就学支援等が引き続き必要であるため。 困難を抱える子どもを支援に繋げるため、地域での関係機関や団体の連携が必要であるため。 今後も、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、教育機会均等を図る必要があるため。 | 総務部 保健福祉部 こども未来局 教育庁 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|--|-----------------|---|----|---|------------------------|
| 18 | 被災した学校施設等の復旧 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 被災した県立学校の施設等が残っており、今後の動向を見ながら復旧工事を行う必要があるため。 私立学校の復旧工事に係る既存貸付の返済完了まで期間を要するとともに、新規貸付を行う可能性もあるため。 県立学校応急仮設校舎等については、帰還に向けた具体的な設置場所や学校の在り方について、関係自治体との調整が必要となるため。 | 総務部 教育庁 |
| 19 | 地域住民による放課後活動の支援など、学校・家庭・地域が一体となった地域全体での教育の推進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> PTAや地域、企業と連携し、家庭教育について親自身が学ぶ機会を充実させる必要があるため。 子どもたちを健やかに育てるために、地域と学校が双方向に連携・協働し合う体制づくりを進める必要があるため。 学校や公民館を活用した放課後子ども教室の設置等を通じて、子ども同士または子どもと大人の異年齢の交流を図り、地域づくりや地域コミュニティの再生にも繋げていく必要があるため。 特別な支援を必要とする子どもの増加に対応して、市町村や学校等を支援する体制づくりを進める必要があるため。 | 保健福祉部 こども未来局 教育庁 |

3 産業復興を担う人づくり

| | | | | | | |
|----|---|-------|--|--------|---|------------------------------|
| 20 | 再生可能エネルギーや医工連携、ロボットの分野など、ふくしまの将来の産業を担う人づくり | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> イノベーションコースト構想の推進に資する人材の育成に重点を置いて「再生可能エネルギー関連産業」「ロボット関連産業」を中心とした産業分野に向けた人材育成を、令和3年度以降も継続する必要があるため。 キャリア教育の視点を加味した理数教育の推進が不十分であり、ふくしまスーパーサイエンススクール事業をはじめとした各事業により、プログラミング教育や体験プログラムの構築等、推進していく必要があるため。 | 保健福祉部 商工労働部 教育庁 |
| 21 | 福島大学COC+による原子力災害からの地域再生を担う人材の育成など、県内高等教育の充実 | 一部見直し | 各大学等による地域貢献や人材育成、地元定着への取組の支援など、県内高等教育の充実 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> COC+については文部科学省の補助事業が令和元年度に終了するが、COC+の枠組みにかかわらず、県内の大学等による地域貢献や人材育成、地元定着などの取組を引き続き支援する必要があるため。 若者の県内定着につながるICT技術を活用した新たなこと創出・起業には、シーズと地域ニーズのマッチングや専門家の支援など継続した取組が必要となるため。 | 総務部 企画調整部 商工労働部 教育庁 |
| 22 | 福島大学と連携した農学系人材の育成 | 継続 | — | 終期なし | <ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月1日に食農学類開設となったため、引き続き連携の推進に係る取組を実施する必要があるため。 | 企画調整部 農林水産部 |
| 23 | 県立小高工業高校と県立小高商業高校との統合高校の校舎整備（再掲・避難P） | 完了・達成 | — | 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> 工事が完了したため。 | 教育庁 |
| 24 | 県立小高工業高校と県立小高商業高校との統合高校におけるロボット工学の基礎知識や実践的技術など先端技術教育の推進（再掲・避難P） | 一部見直し | 県立小高産業技術高校におけるロボット工学の基礎知識や実践的技術など先端技術教育の推進 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月に統合高校として開校しており、今後に向けては専門的な知識・技術を習得するカリキュラムの実践を支援し、福島イノベーション・コースト構想など地域に貢献できる人材の育成に引き続き取り組んでいく必要があるため。 | 教育庁 |

6 農林水産業再生プロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|-----------------------|---|-----------------|--|--------|----------------|
| 1 安全・安心を提供する取組 | | | | | |
| 1 | 農林水産物の放射性物質検査の徹底及び情報の迅速・的確な公表 | 継続 | — | 未定 | 農林水産部 |
| 2 | 放射性物質の農林水産物への吸収抑制のための研究等 | 継続 | — | 令和12年度 | 農林水産部 |
| 3 | GAPやトレーサビリティシステムなど消費者の安心感を高める取組推進 | 継続 | — | 未定 | 農林水産部 |
| 4 | 正確な情報発信による国内外への農林水産物の安全性と魅力のPR | 継続 | — | 未定 | 観光交流局 農林水産部 |
| 5 | 県産品の安全性や魅力に関する消費者理解の促進（再掲・風評P） | 継続 | — | 未定 | 生活環境部 観光交流局 |
| 6 | 県産品の安全性や魅力に関する流通事業者・量販店等の理解促進・販路の開拓（再掲・風評P） | 継続 | — | 未定 | 観光交流局 農林水産部 |
| 2 農業の再生 | | | | | |
| 7 | 農地、農道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧 | 継続 | — | 未定 | 農林水産部 |
| 8 | 農地整備や海岸保全施設の整備など農林水産業基盤の強化 | 継続 | — | 未定 | 農林水産部 |
| 9 | 農地の除塩対策の推進 | 完了・達成 | — | 平成28年度 | 農林水産部 |
| 10 | 震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進 | 拡充 | 震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積、農地の受け手となる担い手確保の促進 | 未定 | 農林水産部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|--|-----------------|-------------------|--------|--|----------------|
| 11 | 農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画は場の整備（再掲・基盤P） | 継続 | — | 未定 | ・令和2年度目標に対し平成30年度末までに88.9%の農地復旧を達成したが、平成28年7月に避難指示が解除された南相馬市小高区等では地元合意形成が遅延し、これから本格的な工事が行われる地区もあることから、引き続き、現行の取組を継続していく必要があるため。 | 農林水産部 |
| 12 | 農業用施設等の補修など被災した農林漁業者等に対する支援 | 継続 | — | 未定 | ・被災12市町村については営農再開や販路拡大に向けた支援が継続的に必要となるため。 ・農業用施設や営農用資器材等の復旧、生産資材等の購入経費の助成については、津波被災地での農地整備事業が令和2年度までに完了しない地区があることから、引き続き支援を継続する必要があるため。 | 生活環境部 |
| | | | | | | 農林水産部 |
| | — | 新たな取組 | 地域ぐるみで進める鳥獣被害対策 | 未定 | ・鳥獣被害対策については、避難地域だけでなく全県的な対応が必要であり、喫緊の課題であるため。 | 生活環境部 農林水産部 |
| 13 | 被災した農業者等に対する資金融通 | 継続 | — | 未定 | ・営農再開状況や風評被害の影響など、引き続き、東日本大震災関連の県内各地方の資金需要等の現状を把握しつつ、各事業についての適切な対応を図っていく必要があるため。 | 農林水産部 |
| 14 | 被災した農業法人などの経営再建のための雇用の確保の促進 | 完了・達成 | — | 平成30年度 | ・経営拡大を目指す事業者が、雇用により経営改善の兆しが見えたため。 ・雇用時の研修等により農業関連技能を有する人材の育成ができたため。 | 農林水産部 |
| 15 | 新規就農者の確保及び農業者に対する新たな経営・生産方式の習得等の機会の提供等担い手の育成 | 継続 | — | 未定 | ・農業短期大学校における強い営農意欲と経営感覚を身に付けた卒業生の輩出と就農率の向上や、就農相談、マッチング支援、さらには、就農に向けた給付金の交付など様々な施策を通じて、新規就農者の確保を図る必要があるため。 ・就農者の高齢化や避難地域の営農再開といった状況を踏まえ、先端技術活用による生産性や収益性の高い農業の導入を進める必要があるため。 | 農林水産部 |
| | | | | | | 教育庁 |
| | — | 新たな取組 | 県オリジナル品種による競争力の強化 | 未定 | ・米やぶどう、桃、ほんしめじなど県オリジナル品種の研究開発・普及などの事業を集約して新たな取組として位置づけるため。 | 農林水産部 |
| 16 | 大規模農業法人や集落営農組織等、地域農業をけん引する担い手の育成 | 継続 | — | 未定 | ・地域農業の担い手の育成や、企業の参入等、新たな担い手の確保が不十分であることから、引き続き、企業の個別相談や現地視察、マッチングなどに取り組む必要があるため。 | 農林水産部 |
| 17 | 震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた再生可能エネルギーを活用した野菜工場などの大規模施設園芸団地の形成 | 完了・達成 | — | 平成28年度 | ・浜通り地域において、営農再開や規模拡大のための生産資機材の導入を支援し、事業の目的は達成したため。 ・当該地域については、現在も国庫事業及び他の県単事業による支援が可能であるため。 | 農林水産部 |
| 18 | 農林水産業と観光との連携、加工分野の育成など、地域産業の6次化の推進 | 継続 | — | 未定 | ・6次化商品販路拡大事業等により“売れる6次化商品”の開発、製造、販売などに要する支援策を進めたことにより、販売額や商品数は目標を上回ったが、従事者数は目標を達成していないことから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 また、県内酒造業者の70%が県産米の利用拡大を希望していることから、引き続き他県産米から県産米への切替の推進が必要となるため。 | 農林水産部 |
| 19 | 被災した生産基盤の回復と経営の協業化による足腰の強い畜産経営体の育成 | 継続 | — | 令和12年度 | ・採卵鶏の飼養羽数については、震災前と比較し、震災後7年間で94%までしか回復しておらず、乳用牛、肉用牛の飼養頭数については、震災前と比較し、未だ66～70%程度となっていることから、引き続き、肉用牛の生産基盤の回復や、酪農の担い手育成・確保対策や経営規模の拡大、更に畜産産地の再生支援等に継続的に取り組む必要があるため。 | 農林水産部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|-----------------|--|----|---|----------------|
| 20 | 震災により深刻な影響を受けている農村地域の復興に向け、日本型直接支払制度に基づく農業・農村の多面的機能の発揮の促進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・解消された遊休農地がある一方で、担い手等の減少は続いており、耕作放棄地の面積は依然として増加傾向にある。このことから、令和3年以降も遊休農地の活用促進の取組が必要であるため。 ・多面的機能支払と中山間直接支払については、今後も農地の維持及び多面的機能の保持をすることで、農業・農村の維持発展と県民生活の安全を確保する観点からも、取組の継続が必要であるため。 また、環境問題に対する関心が高まる中で、本県農業・農村の復興を進めるうえで重要な取組であり、継続が必要であるため。 | 農林水産部 |
| 21 | 水稲超省力・大規模生産、畑作物大規模生産、環境制御型施設園芸構築、フラワーコースト創造、阿武隈高地畜産業クラスター、作業支援ロボットの推進（再掲・避難P） | 拡充 | 営農再開の状況等に合わせた新たな技術開発（復旧した農業用施設の維持管理のための水路泥上げロボット、造成した海岸防災林の保育・管理技術等）、ロボットトラクター等スマート農業技術の導入推進 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降は、農地や防災林の復旧、営農再開の進捗状況に合わせた新たな技術開発及び先端技術の普及開発が必要となるため。 ・未だ多くの企業が開発途中であることから、浜通り地域の産業復興を実現するため継続して実施していく必要があるため。 | 商工労働部 農林水産部 |

3 森林林業の再生

| | | | | | | |
|----|--|----|---|--------|--|----------------|
| 22 | 林地、林道等の復旧 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区の着手率が目標に達しておらず、令和3年度以降も引き続き取組を継続する必要があるため。 ・帰還困難区域の解除の見通しを踏まえ、令和3年度以降も引き続き林道災害復旧事業を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 23 | 森林施業と放射性物質の拡散抑制対策の一体的な実施 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備を進めているが、労働力の確保に苦慮し、目標森林整備面積を達成していないため、令和3年度以降も引き続き現行の取り組みを継続する必要があるため。 ・実証事業を進めたが、課題解決に向けて知見の収集が必要であり、現行の取組を継続する必要があるため。 ・原発事故以降、民有林全域の空間線量率を調査している例は他になく、コナラと土壌成分の関係など新たな知見にも対応が必要なことから、令和3年度以降も現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 24 | 木材等林産物の安定的な供給 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培きのこの生産量は震災前の7割程度の回復にとどまっており、引き続き生産者を支援する取組が必要。 ・これまで木材の安定供給のため、素材生産の効率化を図る炉網整備や高性能林業機械の導入、木材加工流通施設や木質バイオマス利用施設などの事業を実施してきた。 今後に向けては、間伐等森林整備の着実な実施と素材生産の一層の効率化に資するため、航空レーザー計測による高精度の森林情報の取得に継続的に取り組む必要がある。 | 農林水産部 土木部 |
| 25 | 木質バイオマスなど本県が持つ豊かな自然環境を最大限生かした再生可能エネルギー事業の導入拡大（再掲・新産業P） | 継続 | — | 令和22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「再エネ先駆けの地」実現のためにも、風力、小水力、バイオガス（食物残渣等）、地熱ハイブリッド発電など本県が持つ豊かな自然環境等を活用することで再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく必要があるため。 | 企画調整部 農林水産部 |
| 26 | 新規就業者の確保及び林業者に対する新たな経営・生産方式の習得等の機会の提供等担い手の育成 | 拡充 | 新規就業者の確保・既就業者の定着及び林業従事者に対する知識や技術の習得等の機会の提供等担い手の育成 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・高校生を対象とした現地見学会や既就業者の研修への支援を行い、新規林業就業者を直近値（平成30年）で88名確保したが、目標値（平成32年度）250人以上に達していないため、取組を拡充する必要があるため。 | 農林水産部 教育庁 |
| 27 | 防災林の造成など森林の防災機能の強化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業予算の削減により山地災害危険地区着手率の目標達成していないため、県民生活の安全・安心を確保することから、令和3年以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 ・他事業との調整で工事が遅れていることから、令和3年以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|-----------------|---|--------|---|-------|
| 28 | CLT等の新技術や木質バイオマスの推進による県産材の新たな需要創出（再掲・避難P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・浪江町に整備する木材加工流通施設が本県の林業・木材産業の拠点となるよう、県産材の安定的・効率的な供給体制を構築する必要があるため。 ・CLTに限定することなく、県内で開発された新たな木材利用技術の普及、導入促進を引き続き図っていく必要があるため。 | 農林水産部 |
| 29 | 地域林業を支える素材生産事業者等への支援強化 | 完了・達成 | — | 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産の効率向上を図る路網整備や高性能林業機械の導入、木材の安定供給のための木材加工流通施設や森林資源を活用した林業・木材産業の推進を図るための木質バイオマス利用施設等について事業を行い、東日本大震災からの復興を図るとともに、林業の成長産業化を推進したため。 | 農林水産部 |

4 水産業の再生

| | | | | | | |
|----|---|-------|--|--------|---|--------------|
| 30 | 漁港、漁場、市場、水産業共同利用施設等の復旧・復興 | 一部見直し | 漁港、漁場施設等の復旧・復興 | 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁場復旧支援対策事業は、旧警戒区域等の作業に時間を要することから、令和3年度以降の事業継続について水産庁と協議を進めているため。 ・震災被災施設の復旧がほぼ完了することから、水産業共同利用施設復旧整備事業を令和2年度で終了し、以降は通常の経営構造改善事業に移行してハード整備を支援する必要があるため。 | 農林水産部 土木部 |
| 31 | 共同利用に供する漁船建造の支援、早急な漁業生産活動の再開・活性化支援 | 継続 | — | 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・復旧支援を進めていたが、事業が完了していないため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 32 | 経営の協業化や低コスト生産による収益性の高い漁業経営の推進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業は試験操業段階で、平成30年度の水揚額が震災前の25%に留まっており、復興に向けて、現場が直面する課題の解決が必要であることから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 33 | 漁業担い手の育成支援と漁業技術や経営能力向上の取組支援 | 拡充 | 漁業担い手の育成支援や、6次化商品開発等の支援を通じた漁家経営向上対策の強化 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災以来低迷していた新規漁業就業者数が、平成28、29年は10名以上に拡大しており、担い手対策は一定の効果があったと認められるが、漁業就業者の高齢化と減少は依然として深刻であるため、新しい技術・知見を活用した効率的な漁業の普及に更なる担い手の育成が必要であるため。 ・また、6次化商品開発等の支援を行い、漁家の経営能力の向上を図る必要があるため。 | 農林水産部 教育庁 |
| 34 | 適切な水産資源管理と水産種苗研究・生産施設の復旧による栽培漁業の再構築 | 一部見直し | 水産資源研究所の活用による栽培漁業の再構築 | 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度供用が開始された水産資源研究所を活用した栽培対象種の種苗生産や種苗生産技術開発に取り組む必要があるため。 ・調査船調査結果等にもとづく資源解析により、適切な資源管理方法を検討する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 35 | 被災した漁業者等に対する資金融通 | 一部見直し | 被災した漁業者等に対する利子補給の継続 | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・資金需要は減少傾向にあり、令和2年度までに貸付は終了する見込みであり、今後は利子補給を継続的に実施する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 36 | 海洋における放射性物質対策の研究・情報発信を行う水産研究拠点の整備（再掲・避難P） | 完了見込み | — | 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の解体工事、備品購入が令和元年度中に完了する見込みのため。 | 農林水産部 |

7 中小企業等復興プロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|--------------|--|-----------------|----|----|---|-------|
| 1 県内中小企業等の振興 | | | | | | |
| (1) 復旧・復興 | | | | | | |
| 1 | 震災・原発事故により事業活動に影響を受けている中小企業等へのふくしま復興特別資金等による資金支援 | 継続 | — | 未定 | ・被災事業者への資金支援を行ったが、避難区域内の事業者や、根強い風評被害のため資金繰りが悪化している事業者からの資金需要が多いことから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 2 | 避難指示解除等区域等から移転を余儀なくされている中小企業等に対する融資 | 継続 | — | 未定 | ・未だ帰還できない事業者もあり、引き続き現行の取組を進める必要があるため。 ・帰還困難区域が残っている現状では、この事業を終了することはできず、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 3 | 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等を活用した被災企業の施設・設備の復旧補助による再開・帰還促進 | 継続 | — | 未定 | ・未だ帰還できない事業者もあり、引き続き現行の取組を進める必要があるため。 ・帰還困難区域が残っている現状では、この事業を終了することはできず、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 4 | 仮設店舗や工場用地・空き工場等の紹介など、移転を余儀なくされた被災事業者の事業再建支援 | 継続 | — | 未定 | ・未だ帰還できない事業者や仮営業の事業者があり、引き続き現行の取組をする必要があるため。 | 商工労働部 |
| 5 | 商工会などへの復興支援員配置を通じた事業者支援（再掲・避難P） | 継続 | — | 未定 | ・原子力災害による避難指示は順次解除が進んでいる一方で、現在も避難指示が継続している区域があり、避難地域等における事業再開は道半ばとなっていることや、今後建設見込の避難地域商工会館があることから、十分な経営相談・支援実施ができる体制を整備すべく必要な人員確保に向け、引き続き国へ要望していく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 6 | 本格的な事業再開までの被災者の雇用確保への支援 | 継続 | — | 未定 | ・今後、避難指示解除等に伴い、企業の帰還がさらに進むことが予想されることから、引き続き雇用確保の支援に取り組んでいく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 7 | 福島復興再生特別措置法や東日本大震災復興特別区域法に基づく課税の特例による事業者等への支援 | 継続 | — | 未定 | ・今なお事業者から本制度の問い合わせがあり、ニーズが高いものと考えられるため。 | 企画調整部 |
| 8 | 再開した事業所等における被災者等の安定的な雇用確保 | 継続 | — | 未定 | ・今後、避難指示解除等に伴い、企業の帰還がさらに進むことが予想されることから、引き続き雇用確保の支援に取り組んでいく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 9 | [被災した市街地の再生]地域コミュニティの核となる地場商店街のにぎわいづくり [住民によるコミュニティの再生]商店街活性化など地域のにぎわいづくり | 継続 | — | 未定 | ・引き続き、商店街が持つ多様な機能を維持していくことから、地域の特色に応じた商店街の魅力とにぎわいの創出に取り組んでいく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 10 | 小規模事業者等の経営課題に対応するための、オールふくしま経営支援体制による支援の推進 | 継続 | — | 未定 | ・県内中小事業者を取り巻く経済環境は依然不透明であり、本事業の継続により事業者が抱える経営課題の解決に向けた取り組みを進めていく必要があるため。 | 商工労働部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|---------------------|---|-----------------|---|----|---|-----------------------|
| (2)販路開拓、取引拡大 | | | | | | |
| 11 | 工業製品・加工食品等の放射性物質検査の徹底及び情報の迅速・的確な公表 | 継続 | — | 未定 | ・引き続き消費者に対する安全・安心の提供や製造業の放射線対策への支援が必要のため。 | 商工労働部 |
| 12 | 航空宇宙産業分野における県内企業の取引拡大やネットワーク強化の支援 | 一部見直し | ・No.13の「訴求力のある商品や基盤技術の開発支援、販売開拓、県産品の価値向上」に統合。 | | | 商工労働部 |
| 13 | 訴求力のある商品や基盤技術の開発支援、販路開拓、県産品の価値向上 | 継続 | — | 未定 | ・訴求力のある商品や基盤技術の開発、さらに商品の価値向上や販路開拓のためには、下請け型企業を重視した御用聞き訪問活動を通して、自社ブランド構築に向けた新商品開発のきっかけづくりや、開発した商品を売り出す販路開拓により、売れる商品づくりに必要な知識と経験を得るための支援を行う必要があるため。 ・「ふくしまプライド。」のメッセージとともに県産品の魅力発信を通じて、引き続き、県産品の安全性や魅力に関する流通事業者・量販店等の理解促進・販路の開拓を図る必要があるため。 | 商工労働部 観光交流局 |
| 14 | 全国規模の展示会等に出展する中小企業に対する支援 | 継続 | — | 未定 | ・企業の販路開拓のため、継続的な支援が必要であるため。 ・商談機会の増加に向け、全国規模の展示会等への出展は有効な取組であり、中小企業のニーズもあるため。 | 商工労働部 観光交流局 |
| 15 | 小規模事業者等の経営課題に対応するための、オールふくしま経営支援体制による支援の推進（再掲・中小P） | 継続 | — | 未定 | ・県内中小事業者を取り巻く経済環境は依然不透明であり、本事業の継続により事業者が抱える経営課題の解決に向けた取り組みを進めていく必要があるため。 | 商工労働部 |
| (3)人材育成・人材確保 | | | | | | |
| 16 | テクノアカデミー等による専門的かつ実践的な教育訓練や、事業者の自己研鑽や企業・団体の研修制度への支援 | 継続 | — | 未定 | ・テクノアカデミー等による専門的かつ実践的な教育訓練、事業者の自己研鑽や企業・団体の研修制度への支援を行い一定の効果があったが、人手不足の状況下では個々の技能・技術等を高めることも必要不可欠であることから、この事業を終了することはできず、令和3年度以降も現行の取組を継続していく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 17 | ふくしま産業人材育成コンソーシアム等と地域産業との連携強化による産業人材の育成 | 継続 | — | 未定 | ・在職者及び求職者等を対象とした産業人材育成に一定の効果があったが、更にイノベーションコースト構想の推進に資する人材の育成に重点を置いて「再生可能エネルギー関連産業」「ロボット関連産業」を中心とした産業分野に向けた人材育成を、令和3年度以降も継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 18 | 再生可能エネルギーや医工連携、ロボットの分野など、ふくしまの将来の産業を担う人づくり（再掲・子どもP） | 継続 | — | 未定 | ・高校生が新しい産業である医療関連産業や再生可能エネルギー関連産業への興味・関心がより高まるよう、効果的なPRが必要であるとともに、地域や企業のニーズに適合した人材の育成・確保が求められているため。 ・義務教育においては、キャリア教育の視点を加味した理数教育の推進により、プログラミング教育や体験プログラムの構築等、推進していく必要があるため。 | 保健福祉部 商工労働部 教育庁 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|------------------------------|-----------------|---|----|--|-------|
| 19 | 地域産業を支える人材の確保、若年層の首都圏からの人材還流 | 継続 | — | 未定 | ・ふるさとへの想いの醸成をはじめ、企業情報発信やインターンシップの促進、企業とのマッチング支援等により、学生の本県への還流・定着を進めているが、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |

2 企業誘致の促進

| | | | | | | |
|----|---------------------------------|-------|--|-------|---|-------|
| 20 | 福島産業復興企業立地補助金などによる企業誘致を通じた産業の復興 | 継続 | — | 未定 | ・企業誘致については、企業立地補助金の活用などにより、産業の振興に一定の効果があったが、一部事業については令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 21 | 企業誘致の促進に向けた工業団地の整備 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・復興工業団地として位置づけたいわき四倉中核工業団地第2期区域については、商談を行っている企業に対する誘致活動を進め、令和2年度までに完売を達成する見込みのため。 | 商工労働部 |
| | | | | | ・工業団地整備に関する支援については、利子補給金による市町村の整備促進支援に一定の効果があったため。 | 企業局 |
| 22 | 相馬工業用水道の給水能力の向上 | 一部見直し | 給水需要動向を見極めた相馬工業用水道の給水能力の向上 | 未定 | ・工業用水の給水需要に変化が生じ、事業計画（浄水場増設工事の施工時期）の見直しが必要となったため。 | 企業局 |
| 23 | ブロードバンドや携帯電話等の情報通信利用環境の整備 | 一部見直し | ブロードバンドや携帯電話、第5世代移動通信システム（5G）等の情報通信利用環境の整備 | 未定 | ・残存している不通話エリアは採算が取れないことから、事業者がサービスを開始するためには施設整備に対する支援が必要であるため。 ・ブロードバンド世帯普及率は順調に上昇しているが、一部地域で光ファイバが利用できないため。 ・2020年より携帯電話サービスの高度化（5G）が予定されていることから、取組の一部見直しが必要となるため。 | 企画調整部 |

8 新産業創造プロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|-------------------------------|---|-----------------|----|--------|--|-------|
| 1 再生可能エネルギーの推進 | | | | | | |
| (1)再生可能エネルギーの導入拡大 | | | | | | |
| 1 | 太陽光発電設備など各家庭における再生可能エネルギーの普及促進 | 継続 | — | 令和22年度 | ・再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| 2 | 再生可能エネルギー事業への県民参加の促進や地域が主体となった再生可能エネルギーの導入推進 | 継続 | — | 令和22年度 | ・再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| 3 | 公共施設への再生可能エネルギー率先導入 | 継続 | — | 未定 | ・地球温暖化対策推進計画に掲げる温室効果ガス削減目標及び再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成に向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| | | | | | | 生活環境部 |
| | | | | | | 土木部 |
| 4 | 木質バイオマスなど本県が持つ豊かな自然環境を最大限生かした再生可能エネルギー事業の導入拡大 | 継続 | — | 令和22年度 | ・「再エネ先駆けの地」実現のためにも、風力、小水力、バイオガス（食物残渣等）、地熱/バイナリー発電など本県が持つ豊かな自然環境等を活用することで再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく必要があるため。 | 企画調整部 |
| | | | | | | 農林水産部 |
| 5 | 被災地の復興をけん引する再生可能エネルギー事業の導入拡大 | 継続 | — | 令和4年度 | ・国、県、関係機関等が策定した「福島新エネ社会構想」に基づく事業であり、令和4年度の事業完了が予定されているため。 | 企画調整部 |
| 6 | 避難地域への再生可能エネルギー導入と「まちづくり」「地域の再興」の推進（再掲・避難P） | 継続 | — | 令和4年度 | ・国、県、関係機関等が策定した「福島新エネ社会構想」に基づく事業であり、令和4年度の事業完了が予定されているため。 | 企画調整部 |
| 7 | （陸上風力）風力発電の大量導入の支援（再掲・避難P） | 継続 | — | 令和22年度 | ・再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| 8 | （洋上風力）浮体式洋上風力発電の実証研究など（再掲・避難P） | 完了・達成 | — | 令和2年度 | ・国において、引き続き、安全性・信頼性・経済性について検証を進め、令和2年度までに実証研究は終了予定のため。 | 商工労働部 |
| 9 | 動植物系の廃棄物のメタン発酵ガス発電システムの導入（再掲・避難P） | 継続 | — | 令和22年度 | ・再エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| | | | | | | 農林水産部 |
| 10 | 藻類バイオマスに関する事業化支援（再掲・避難P） | 完了・達成 | — | 平成30年度 | ・実証事業を通して、藻類バイオ燃料の生産技術について、システムとして確立できる可能性が成果として得られたことから、所期の目的は達成したため。 | 商工労働部 |
| 11 | 県有ダム等を活用した小水力発電の導入促進（再掲・避難P） | 完了見込み | — | 令和2年度 | 優先交渉権者と契約締結に向けて協議を実施し、令和2年度には事業終了の見込みのため。 | 土木部 |
| (2)再生可能エネルギー関連産業の育成・集積 | | | | | | |
| 12 | 産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所と連携した研究開発・実用化の推進 | 継続 | — | 未定 | ・産業技術総合研究所との支援により、県内企業の技術の高度化が図られているが、技術の実用化・事業化に向けては引き続き支援が必要のため。 | 商工労働部 |
| 13 | 再生可能エネルギー関連分野における人材育成、ネットワークの形成 | 継続 | — | 未定 | ・福島イノベーション・コースト構想及び再生可能エネルギー関連産業の集積が進むことにより、より一層専門技術を持つ人材が必要となるため。 ・キャリア教育の視点を加味した理数教育の推進が不十分であり、プログラミング教育や体験プログラムの構築等、推進していく必要があるため。 ・福島イノベーション・コースト構想を担う高度な人材の長期的な教育・育成が必要であるため。 | 商工労働部 |
| | | | | | | 教育庁 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|--|-----------------|---|----|--|-------|
| 14 | 再生可能エネルギー関連分野における太陽光、風力、水素などの研究開発促進、技術力向上、実証試験等を通じた実用化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> これまでの再生エネルギー研究会の活動等により、ネットワーク構築や産学官の連携による研究開発が促進されており、次のステップとして事業化を推進する取組が必要なため。 県内における研究開発は着実に進展しているものの、技術の実用化・事業化に向けては引き続き支援が必要のため。 | 企画調整部 |
| | | | | | | 商工労働部 |
| 15 | 再生可能エネルギー関連分野における取引拡大、情報発信、海外連携 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> REIFふくしま（再生可能エネルギー産業フェア）の開催や海外再生エネルギー先進地との経済交流などを通じて、企業間のビジネスや共同研究が生まれつつあるが、「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向けては引き続き取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 16 | 福島産業復興企業立地補助金などによる企業誘致を通じた産業の復興（再掲・中小P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致については、企業立地補助金の活用などにより、産業の振興に一定の効果があった。一部事業については令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |

(3) 省エネルギーの推進

| | | | | | | |
|----|------------------------------------|----|---|----|---|-------|
| 17 | エコオフィスの実践を通じた運用改善、建物・設備の省エネルギー化の促進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー・地球温暖化対策は、あらゆる主体による自発的な取組を継続し、温室効果ガス排出削減の努力を積み重ねていくことが必要であるため。 更なる再生エネルギー導入・省エネを促進するため、整備指針に基づく県有建築物の整備、既存県有建築物のエネルギー消費性能評価及び改善提案、市町村や民間の建築物への普及・啓発について、令和3年度以降も引き続き取り組む必要があるため。 | 生活環境部 |
| | | | | | | 土木部 |
| | | | | | | 教育庁 |
| 18 | スマートコミュニティの実証・実用化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> エネ推進ビジョンに掲げる2040年の目標達成に向け、引き続き取組を継続する必要があるため。 | 企画調整部 |
| 19 | 資源・エネルギー循環のライフスタイルの推進・情報発信 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー・地球温暖化対策は、あらゆる主体による自発的な取組を継続し、温室効果ガス排出削減の努力を積み重ねていくことが必要であるため。 | 生活環境部 |

2 医療関連産業の集積

(1) 医療福祉機器産業の集積

| | | | | | | |
|----|---|-------|---|----|--|-------|
| 20 | 「ふくしま医療機器開発支援センター」の整備 | 一部見直し | 「ふくしま医療機器開発支援センター」の利活用及び同センターを核とした産業集積の推進 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 「ふくしま医療機器開発支援センター」の整備が平成28年度に終了したため。 今後は、同センターを活用することにより産業集積の推進を図る必要があるため。 | 商工労働部 |
| 21 | 医療機器の開発や人材育成、治験等への一体的な支援 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、構想を担う高度な人材の長期的な教育・育成が必要であるため。 県内企業とのつながり、ひいては医療機器開発への発展を見据えた将来の医療機器開発を担う人材育成が必要であるため。 子どもに対して医療現場への関心を高めることで、長期的視点から医療従事者の確保と県内定着につなげる必要があるため。 | 保健福祉部 |
| | | | | | | 商工労働部 |
| 22 | 手術支援ロボットや放射線医学と関連した医療機器の開発など、国際的先端医療機器の開発への支援 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 医療関連産業の更なる振興、集積を進めるためにも、継続した研究開発や販路開拓等の支援に向けた取組が引き続き必要であるため。 | 教育庁 |
| | | | | | | 商工労働部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|-----------------|---|----|---|-------|
| 23 | 救急災害対応医療機器の開発・実証 | 継続 | — | 未定 | ・震災、原子力発電所事故を経験した本県は、救急災害における課題が多く存在し、その社会的課題の解決を図る取組が必要となるため。 | 商工労働部 |
| 24 | 介護福祉サービスや介護福祉機器産業など高齢化を見据えた産業づくりの推進<介護福祉機器産業関連> | 継続 | — | 未定 | ・医療関連産業の更なる振興、集積を進めるためにも、継続した研究開発や販路開拓等の支援に向けた取組が引き続き必要であるため。 | 商工労働部 |
| 25 | 医療機器などの産業クラスターの推進 | 継続 | — | 未定 | ・医療関連産業の更なる振興、集積を進めるためにも、継続した展示会の開催や、各種会議の開催及び関係機関との協議を行うことが必要であるため。 | 商工労働部 |
| 26 | 技術開発支援など医療機器関連企業の参入・取引支援 | 継続 | — | 未定 | ・展示会出展支援やビジネスマッチングの開催、行政府同士の覚書締結による後押しにより、販売代理店契約、共同研究開発合意、合弁会社設立といった成果が出始めており、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |

(2) 創薬拠点の整備

| | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|-------|
| 27 | 放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化と関連する医療機器産業の集積や創薬開発 | 継続 | — | 未定 | ・医薬品研究開発拠点整備のための補助事業を進めた結果、福島県立医科大学内に医療－産業トランスレーショナルリサーチセンター（TRセンター）が整備され、創薬支援のベンチャー企業が2社誕生するなど一定の効果があり、さらに現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
|----|---|----|---|----|---|-------|

3 ロボット関連産業の集積

(1) ロボット関連産業の基盤構築

ア 研究開発拠点の整備

| | | | | | | |
|----|--|-------|---|----|--|-------------------------|
| 28 | 県内の橋りょう、トンネル、ダム、河川、山野等を利用した災害対応ロボット等の福島浜通りロボット実証区域の指定（再掲・避難P） | 拡充 | 県内の橋りょう、トンネル、ダム、河川・山野等を利用した災害対応ロボット等の実証試験場所の拡充及び実証試験の推進 | 未定 | ・ロボットテストフィールド（RTF）が令和元年度中に全面開所予定であり、以前よりも利用者が増加する見込みのため。 | 商工労働部 |
| 29 | 陸海空を対象とした型式認証、操縦者の訓練、ライセンス付与、災害時出動拠点等、福島しかない機能を有する災害対応等ロボットの実証拠点（ロボットテストフィールド）の整備、運用（再掲・避難P） | 一部見直し | 福島ロボットテストフィールドの利活用促進等 | 未定 | ・各拠点の開所に伴い、拠点の利活用促進に向けた取組を行うとともに新たな企業や人材の呼び込みや拠点を利用した企業と地元企業とのマッチング等を支援し、新たなビジネスの創出に向けた一層の取組が必要のため。 ・福島ロボットテストフィールドの整備事業が令和元年度末に完成する見込みのため。 | 企画調整部 生活環境部 商工労働部 |
| 30 | 原子炉格納容器の調査・補修ロボットの開発・実証試験などを行う櫛葉遠隔技術開発センターの整備・運用（再掲・避難P） | その他 | — | — | ・県以外の主体の取組であるため、点検困難。 | 危機管理部 企画調整部 |
| 31 | ロボット技術開発最先端拠点となるようトップクラスの大学・研究機関・企業招へいを想定した共同研究施設の整備、運用（再掲・避難P） | 一部見直し | 一部見直し後のNo.29「福島ロボットテストフィールドの利活用促進等」に統合 | — | — | 企画調整部 生活環境部 商工労働部 |

イ 人材育成・ネットワーク形成

| | | | | | | |
|----|----------------------------------|----|---|----|--|--------------|
| 32 | ロボット関連産業人材の育成 | 継続 | — | 未定 | ・イノベーション・コースト構想の進展及びロボット産業の集積が進むことにより、より一層専門技術を持つ人材が必要となるため。 | 商工労働部 教育庁 |
| 33 | 企業、研究機関、行政のネットワークを通じた情報の共有化と連携推進 | 継続 | — | 未定 | ・県内の企業がロボット関連産業へ参入しやすい環境を整える必要があるため。 ・福島ロボットテストフィールドが開所することで、県外からも企業を誘致する必要があるため。 | 商工労働部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|------------------------------|------------------------------------|-----------------|---|-------|--|----------------|
| ウ 研究開発・技術支援 | | | | | | |
| 34 | 企業等が行うロボットの開発・実証研究等への支援 | 継続 | — | 未定 | ・ロボットフェスタふくしまは東北エリアで最大級の展示会であり、関係者の期待・集客力・訴求力いずれも高いことから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 35 | 会津大学におけるロボット関連技術の研究・開発 | 継続 | — | 未定 | ・平成30年度から実施している取組は複数年での事業を予定しており、引き続き成果向上に向けた取組が必要であるため。 | 商工労働部 |
| 36 | ハイテクプラザにおけるロボット関連技術の研究・開発 | 継続 | — | 未定 | ・ロボット産業振興のため、県内企業へのロボット技術の移転を行うべく、引き続き取組を行っていくことが必要であるため | 商工労働部 |
| (2)ロボットの利活用促進 | | | | | | |
| ア 現場導入の支援 | | | | | | |
| 37 | 医療・福祉、農林水産業など、仕事や生活の場へのロボット導入の支援 | 一部見直し | 医療・福祉・農林水産業など、仕事や生活の場へのロボット導入の支援及び普及啓発活動の推進 | 未定 | ・令和3年度以降も新たな技術開発を行うとともに、ロボット導入に向けた普及・啓発活動を推進する必要があるため。 | 保健福祉部 農林水産部 |
| イ 利活用促進に向けたニーズ調査と情報発信 | | | | | | |
| 38 | ロボット活用のニーズ等に関する情報収集 | 一部見直し | ロボット関連技術に関するニーズ・シーズの把握 | 未定 | ・県内ロボット関連企業の取引拡大につなげるべく、マッチング支援を行っていく必要があるため。 | 商工労働部 |
| 39 | ロボット活用の意識啓発や若手技術者・学生の関心の醸成に向けた情報発信 | 継続 | — | 未定 | ・ロボットフェスタふくしまは東北エリアで最大級の展示会であり、関係者の期待・集客力・訴求力いずれも高いことから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 40 | ロボットオリンピック（仮称）の誘致 | 完了見込み | — | 令和2年度 | 令和2年度に大会を実施し、事業終了予定のため。 | 商工労働部 |
| (3)ロボット関連産業の拡大 | | | | | | |
| ア 企業の参入・進出支援 | | | | | | |
| 41 | 県内企業のロボット関連産業への参入支援、県外ロボット関連企業の誘致 | 継続 | — | 未定 | ・県内の企業がロボット関連産業へ参入しやすい環境を整える必要があるため。 ・福島ロボットテストフィールドが開所することで、県外からも企業を誘致する必要があるため。 | 商工労働部 |
| イ 取引拡大・量産支援 | | | | | | |
| 42 | 県産ロボットの販路開拓支援 | 継続 | — | 未定 | ・県産ロボットの多くは、研究、開発段階にあり、今後も実用化に向けた出口対策として、引き続き導入を支援する必要があるため。 | 商工労働部 |
| 43 | 県産ロボットの量産に向けた工場・設備の新増設支援 | 継続 | — | 未定 | ・工場設備の新増設については、企業立地補助金の活用などにより、ロボット産業の振興に一定の効果があった。令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 商工労働部 |

9 風評・風化対策プロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|----------------------------------|---|-----------------|--------------------------------------|----|---|--------------------------------|
| 1 農林水産物をはじめとした県産品の販路回復・開拓 | | | | | | |
| 1 | 県産品の安全性や魅力に関する消費者理解の促進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の消費者に対し、風評の払拭が図られるよう、県産品の安全性や魅力に関する理解の促進に引き続き取り組む必要があるため。 | 生活環境部 観光交流局 |
| 2 | 県産品の安全性や魅力に関する流通事業者・量販店等の理解促進・販路の開拓 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・県産農林水産物の価格が震災前の水準まで回復しておらず、また、いまだ22の国・地域で本県産食品の輸入規制が継続するなど、県産農林水産物を取り巻く環境はなおも厳しい。 ・「ふくしまプライド。」のメッセージとともに、引き続き、効果的かつ戦略的な販売促進対策、多様な販路の開拓、消費者に魅力をより伝えるパッケージング、輸入が緩和された地域への輸出促進や規制緩和に向けた取組など、とりうる手段を最大限活用していく必要があるため。 | 観光交流局 農林水産部 |
| 3 | 学校給食における地場産品の活用など県内消費の拡大 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における県産食材の活用割合は、40.8%（平成30年）となり福島県食育推進計画で目標としている40%を達成したが、取組地域には偏りがあり、広く県全体に取組を進める必要があるため。 ・依然として地場産物に対して不安を抱く方がおり、引き続き理解促進を行う必要があるため。 ・「地産地消」の取組をさらに推進し、地域産業の育成、地域資源循環や県産品の消費拡大の促進を図る必要があるため。 | 企画調整部 農林水産部 教育庁 |
| 4 | 展示会・商談会等への出展や事業者等への訪問・招へい等を通じた県産品の海外販路回復・開拓 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を活用した魅力発信や、現地商談、トップセールス、現地展示会、バイヤー招へい等を通じて、県産品のさらなる輸出拡大を図る必要があるため。 ・海外で開催される商談会等への中小企業の出展を支援した結果、商談が成立するなど、一定の効果がみられたことから、引き続き販路拡に向けた支援を継続する必要があるため。 | 商工労働部 観光交流局 |
| 5 | 正確な情報発信による国内外への農林水産物の安全性と魅力のPR（再掲・農林P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・依然として残る風評に対応するため、効果的かつ戦略的な販売促進対策、販路回復及び多様な販路の確保、消費者に魅力を伝えるパッケージング、国と連携した流通実態の調査・検証、輸入規制緩和に向けた取組など、総合的に展開し、県産農林水産物の価格を震災前の水準まで回復させるため、現行の取組を継続する必要があるため。 | 観光交流局 農林水産部 |
| 2 観光誘客の促進・教育旅行の回復 | | | | | | |
| 6 | 観光復興キャンペーンの継続的な展開 | 一部見直し | 観光資源の磨き上げによる「ふくしま」ならではの観光復興キャンペーンの展開 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光客入込数が地域間でも回復にはばつきがあることから、県内を周遊する企画や、浜通りの振興を目的としたホープツーリズム等の事業を推進することにより県全体の観光客入込の回復を目指す必要があるため。 ・本県の温泉やトレッキングコースなどの豊かな地域資源を活かしたヘルスツーリズムの推進や、ホープツーリズム等の他県にない特色のあるコンテンツの造成など、福島観光資源を更に磨き上げ、観光誘客に繋げていく必要があるため。 | 企画調整部 生活環境部 観光交流局 土木部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|--|--|----|--|---|
| 7 | 首都圏や近隣県の学校等の訪問活動の強化や旅行プログラムの充実などを通じた教育旅行、合宿誘致の推進 | 一部見直し 首都圏や近隣県の学校等の訪問活動の強化や「ホープツーリズム」等のふくしまならではの特色ある旅行プログラムの充実などを通じた教育旅行、合宿誘致の推進 | 未定 | ・教育旅行入込数が回復していない。 ・教育旅行関係者に、粘り強く本県教育旅行の魅力を発信する必要があるため。 | 観光交流局 |
| 8 | ふくしまを舞台とした様々な会議・研修・展示会等の誘致、芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの開催 | 一部見直し ふくしまならではの魅力を活かした会議・研修・展示会等の誘致、芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの開催 | 未定 | ・復興支援目的での開催が減少しており、今後に向けては福島イノベーション・コースト構想やホープツーリズム等、ふくしまならではの魅力を活かした誘致を促進する必要があるため。 | 企画調整部 生活環境部 保健福祉部 文化スポーツ局 観光交流局 |
| 9 | 海外のマスコミ・旅行関係者等の招へい、海外でのプロモーション活動の実施、外国人観光客の受入体制の整備 | 継続 — | 未定 | ・外国人観光客の受入体制の強化や、市場別の特性を踏まえたプロモーションを行っているが、全国の伸びには大きく遅れをとっており、各市場もまだまだ伸びが期待できることから、引き続き、観光コンテンツの磨き上げや人材育成などの受入体制の整備を進めるほか、市場別のニーズを捉えたプロモーションを戦略的に実施していく必要があるため。 ・道の駅における外国語版の観光情報サイトの作成や、道路案内標識のインバウンド対応化を引き続き進める必要があるため。 | 企画調整部 観光交流局 土木部 警察本部 |
| 10 | アーカイブセンター等を中心とした震災ツーリズムの推進 | 継続 — | 未定 | ・震災を経験した福島だからこそ可能な「ホープツーリズム」の推進のため、取扱旅行会社の拡大や、企業等、幅広い対象に向けたコンテンツの造成が必要のため。 | 観光交流局 |

3 国内外への正確な情報発信

| | | | | | |
|----|---------------------------------------|---------|----|--|----------------------------------|
| 11 | 本県の現状や復興への取組などの正確な情報の発信 | 継続 — | 未定 | ・公式イメージポスターの国内外への掲出や県クリエイティブディレクターとの連携した動画の作成など届く発信を強化するとともに、企業や大学等との「共働」を更に強化するなど、風評・風化対策に粘り強く取り組む必要があるため。 ・追悼復興祈念行事や、ふくしま復興シンポジウムの開催など今後とも継続的に実施することで、風化防止や風評払拭を図っていく必要があるため。 ・震災に関連する「ふくしま」に関する資料等を活用し、広く県民に情報提供を図るなど、災害記録の伝承を継続的に担っていく必要があるため。 | 総務部 企画調整部 教育庁 |
| 12 | 空間線量などのモニタリングと測定結果の分かりやすい情報発信（再掲・環境P） | 継続 — | 未定 | ・県民の安全を確保するため、引き続き空間線量率については情報提供をし続ける必要があるため。 | 危機管理部 企画調整部 生活環境部 農林水産部 |
| 13 | 多様な機会を活用した海外への情報発信の強化 | 継続 — | 未定 | ・正しい情報を発信し続けていき、世界各地の風評がほぼ完全に払拭するように今後も継続して取り組んでいく必要があるため。 | 生活環境部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|---|----|--|---------------------------|
| 14 | 震災・原子力災害の教訓等を継承等するためのアーカイブ拠点の整備、運用 | 一部見直し 震災・原子力災害の教訓等を継承等するためのアーカイブ拠点の利活用促進 | 未定 | ・アーカイブ拠点については令和2年度に開所する予定であるが、施設において実施する収集・保存事業の継続、調査・研究事業、研修事業等の具体化等を図る必要があるため。 | 企画調整部 生活環境部 文化スポーツ局 |
| 15 | 犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記録と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等のための復興祈念公園等の整備 | 一部見直し 復興祈念公園等における犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記録と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等 | 未定 | ・復興祈念公園等は数年内に整備が完了し、今後、復興への強い意志の発信等が必要になるため。 | 土木部 |

4 ふくしまをつなぐ、きずなづくり

| | | | | | | |
|----|---|-------|---|--------|---|----------------------------------|
| 16 | 包括連携協定を結ぶ企業など、ふくしまを応援する方々（自治体、企業、NPO等）とのきずなづくりと新たなきずなを生かした連携の推進 | 継続 | — | 未定 | ・復興・創生期間後においても、引き続き企業や自治体、NPO、さらに県人会など、ふくしまを応援いただける方々との「ご縁」を活かしながら、風評・風化対策など本県の復興に共働り取り組んでいく必要があるため。 | 総務部 企画調整部 文化スポーツ局 農林水産部 |
| 17 | 県民による県産品の利活用や県内旅行の増加など、多様な分野における地産地消の推進 | 継続 | — | 未定 | ・地産地消の取組を推進し、地域産業の育成や地域資源の循環、県産品の消費拡大を図っていく必要があるため。 | 企画調整部 |
| 18 | 復興支援員による復興まちづくりなど、県外の方とのきずなによる復興の推進・交流の促進 | 継続 | — | 未定 | ・復興支援員は、浜通りの被災市町村を中心に、被災者の生活支援や地域おこし活動の支援などに取り組んでいるほか、県外避難者支援にあたるなど、引き続き本県復興に必要な不可欠であるため。 | 企画調整部 |
| 19 | 地域の伝統芸能や文化、スポーツ等を通じたきずなの再生（再掲・生活P） | 継続 | — | 未定 | ・未だ県内外に約4万人の県民が避難生活を続けていることから、今後も引き続き情報を発信することにより、きずなを維持する必要があるため。 ・各地域で継承されてきた民俗芸能の活動継続・再開のために、引き続き各団体の実情に応じたサポートや、公演など披露の機会創出が必要であるため。 ・全国で活躍する地域密着型プロスポーツチームと連携し、ふくしまの魅力を県内外に広く発信することで、観光誘客などにも繋がりが、より一層の効果が見込まれるため。 | 企画調整部 文化スポーツ局 農林水産部 教育庁 |
| 20 | 全国植樹祭を通じたきずなづくりと交流の促進 | 完了・達成 | — | 平成30年度 | ・全国植樹祭の開催を通じ、県民参加による森林づくりに取り組むとともに、復興に向けて力強く歩み続ける本県の姿を発信した。 ※今後の関連事業は取組No.19にて対応 | 農林水産部 |

5 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした情報発信・交流促進

| | | | | | | |
|----|--------------------------------|-------|---|-------|--|----------------|
| 21 | 東京オリンピック・パラリンピック競技及び事前キャンプ等の誘致 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・東京オリンピック・パラリンピックの開催終了に伴い、取組も目的を達するため。 | 文化スポーツ局 土木部 |
|----|--------------------------------|-------|---|-------|--|----------------|

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|-----------------|--------------------------------------|----|--|---------|
| 22 | 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外への情報発信、国際交流の推進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を実現し、これを契機にGAP認証農林産物による風評払拭を達成するため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 また、GAP認証農産物の生産量増大のためにも取組の継続が必要であるため。 | 農林水産部 |
| 23 | スポーツ交流やイベントなどを通じた東京オリンピック・パラリンピックの本県開催に向けた県民の機運醸成 | 一部見直し | 東京オリンピック・パラリンピックの本県開催を契機とした競技力の維持・向上 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック・パラリンピックの本県開催を契機として、競技力の維持や向上に資する支援を継続的に実施していく必要があるため。 | 文化スポーツ局 |

10 復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | 終期 | 理由 | 部局 | |
|-------------------------------|---|-----------------|---------------------------------|-------|---|--------------|
| 1 津波被災地等の復興まちづくり | | | | | | |
| (1)「多重防御」による総合的な防災力が高い復興まちづくり | | | | | | |
| 1 | 海岸堤防等の復旧 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度までに、すでに災害査定を受け、着手した地区については完了する見込み。 一方で、帰還困難区域内については、今後の動向を踏まえての対応となるため、継続扱いとする必要があるため。 | 農林水産部 土木部 |
| 2 | 海岸防災林の復旧 | 継続 | — | 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> 他事業との調整で工事が遅れていることから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 3 | 津波被害を軽減する防災林の整備などによる地域の防災機能の向上 | 一部見直し | 種子の安定供給による防災林の整備促進など、地域の防災機能の向上 | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 他事業との調整や人材不足等により工事が遅れており、令和3年以降も引き続き取り組む必要があるため。 抵抗性マツの供給体制の整備や苗木生産に必要な施設の整備が完了したことから、今後は需要量に応じた種子の供給を、安定的に実施していく必要があるため。 | 農林水産部 土木部 |
| 4 | ライブカメラの設置等による海岸及び河口部状況の情報提供 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> これまでどおり、異常気象時の状況監視、避難や水防活動に必要な情報を収集し情報提供を行う必要があるため。 | 土木部 |
| 5 | 道路、河川、橋りょう、下水道、公営住宅、公園などの復旧 | 完了見込み | — | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度までに帰還困難区域を除く全箇所ですべて完了する見込みのため。 | 土木部 |
| 6 | 道路・漁港・上下水道などの防災機能の強化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 用地取得に時間を要しているほか、財源・人材不足等の要因により、令和3年度以降も引き続き取組を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 7 | 砂防、地すべり、急傾斜地の復旧 | 完了見込み | — | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> 砂防事業については、全7箇所の工事を完了し、交付金事業（砂防）（再生・復興）については、令和2年度までに全21箇所中、残り10箇所の工事を完了する見込みとなっているため。 | 土木部 |
| 8 | 農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度目標に対し平成30年度末までに88.9%の農地復旧を達成したが、平成28年7月に避難指示が解除された南相馬市小高区等では地元合意形成が遅延し、これから本格的な工事が行われる地区もあることから、引き続き、現行の取組を継続していく必要があるため。 | 農林水産部 |
| 9 | ダム・ため池などの耐震性の強化 | 継続 | — | 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> 防災重点ため池を中心に、耐震検証を進めており、平成30年度までに旧基準における193箇所全てで、耐震性検証を完了したが、令和元年に防災重点ため池の見直し再選定の結果、防災重点ため池が1,472箇所に大幅に増したことから、引き続き耐震性検証を進め安全性の確認等を行っていく必要があるため。 | 農林水産部 |
| 10 | 農地、農道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧（再掲・農林P） | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 避難指示区域等において未査定地区があり、市町における復旧計画等を踏まえ、農業生産活動の再開を図ることから、令和3年度以降の取り組み継続が必要であるため。 | 農林水産部 |
| (2)地域とともに取り組む復興まちづくり | | | | | | |
| 11 | 国土調査の実施による復興事業の促進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 国土調査事業を進めていたが、調査が完了していないことから、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|---|-----------------|---|-------|---|--------------|
| 12 | 土地区画整理事業などを活用した多重防御によるまちづくり | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・残り1地区の宅地造成を進め、令和2年度までに完了する見込みのため。 | 土木部 |
| 13 | 土地利用ゾーニングにより防災機能を向上させた農村づくり | 継続 | — | 未定 | ・各事業（公共土木施設等災害復旧事業、湛水防除事業、治山事業[海岸防災林造成事業]）について、引き続き施工が必要な箇所や、他事業との調整により工事が遅延している箇所があることから、取組を継続する必要があるため。 | 農林水産部 |
| 14 | 都市防災機能の整備や地域活性化の仕掛けづくりなど地震・津波被害地域における持続可能なまちづくり・地域づくり | 継続 | — | 未定 | ・商店街が持つ多様な機能を維持していくため、地域の特色に応じた商店街の魅力とにぎわいの創出に引き続き取り組んでいく必要があるため。 ・防災拠点となる公園の減災対策を引き続き進めていく必要があるため。 | 商工労働部 土木部 |
| 15 | 効果的・効率的な復興事業実施のための高等教育機関の英知の活用 | 継続 | — | 未定 | ・原子力災害からの地域再生等に向け、高等教育機関が持つ知的・教育的資源が引き続き必要となるため。 | 企画調整部 |
| 16 | 住宅の耐震化など、地域の実情に応じた災害に強く安全・安心なまちづくり | 継続 | — | 未定 | ・避難指示や応急仮設住宅の供与等が継続しており、被災者の住宅の自立再建を支援するため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 17 | 県有建築物・民間建築物等の耐震化の推進 | 継続 | — | 未定 | （耐震化） ・耐震化に踏み切れない又は資金計画等の策定に時間を要している所有者等に対し、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 （減災化） ・優先度ランクごとに定めた減災化の目標年次に向け、計画的に減災化を進めるため、令和3年度以降も引き続き現行の取り組みを継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 18 | 消防施設、廃棄物処理、汚泥処理施設、火葬場などの早期復旧 | 継続 | — | 未定 | ・地域住民が安心して生活を送るために、消防防災体制整備のための支援を継続する必要があるため。 | 危機管理部 |
| 19 | 被災した警察施設及び交通安全施設の復旧、警察活動基盤・防犯ネットワークの整備 | 継続 | — | 未定 | ・旧警戒区域内に位置する交通安全施設については、周辺地域の復旧・復興計画と調整を図りながら進める必要があるため。 ・警察施設については、各自治体の復興再生計画によって、調整しながら進めているが、未だに復旧計画の見通しが立たないため、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 警察本部 |

2 復興を支える交通基盤の整備

(1) 浜通りを始め本県の復興の基盤となる道路等の整備

| | | | | | | |
|----|---------------------|-------|-----------------------|--------|---|-----|
| 20 | 常磐自動車道の4車線化・追加ICの整備 | 一部見直し | 常磐自動車道の4車線化・スマートICの整備 | 令和12年度 | ・大熊IC、常磐双葉ICは完了となるが、(仮)小高スマートICの整備が事業化される見込みのため。 ・広野以北の暫定2車線区間について、早期の4車線化が図られるよう、令和3年度以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 21 | 相馬福島道路、東北中央自動車道の整備 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・相馬福島道路は令和2年度全線開通目標で整備が進められており、達成する見込みのため。 ・平成29年11月4日に福島大笹生から米沢北間が開通し、福島・米沢間が全線開通となったため。 | 土木部 |

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|-----------------------------|-----------------|---|--------|---|-----|
| 22 | 磐越自動車道の4車線化整備（会津若松～新潟間） | 継続 | — | 令和12年度 | ・会津若松～新潟中央間の暫定2車線区間について、早期の4車線化が図られるよう、令和3年以降も引き続き現行の取組を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 23 | 会津縦貫道の整備 | 継続 | — | 令和12年度 | ・事業完成に向け、令和3年度以降も引き続き継続が必要。 | 土木部 |
| 24 | 「ふくしま復興再生道路」の整備、東西の連携軸の強化等 | 継続 | — | 未定 | ・各事業（ふくしま復興再生道路整備事業、地域連携道路等整備事業、直轄道路整備事業の負担金）の事業完成に向け、令和3年度以降も引き続き事業を継続する必要があるため。 | 土木部 |
| 25 | 防災・減災対策など安全に安心して暮らせる道路の整備 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・耐震補強事業を進め、令和2年度までに255橋を達成する見込みのため。 ・落石対策事業等を進め、令和2年度までに1376箇所を達成する見込みのため。 ・当初計画していなかった元避難区域内や整備が本格化している復興拠点周辺の道路等において大型車が増大していることから、これらの新たな舗装改良必要箇所に対して新規計画及び予算確保が必要であるため。 | 土木部 |
| 26 | 道路、河川、橋りょう、下水道、公営住宅、公園などの復旧 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・令和2年度までに帰還困難区域を除く全箇所ですべて完了する見込みのため。 | 土木部 |

(2) 物流・観光の復興を支える基盤の整備

| | | | | | | |
|----|---|-------|--|--------|---|-------|
| 27 | 福島空港の国際定期路線の再開に向けた取組の推進 | 拡充 | 福島空港におけるチャーター便の定期便化、国内定期路線の利用促進、国内外チャーター便誘致、空港のにぎわい創出に向けた取組の推進 | 未定 | 福島空港利用者数は増加傾向にあるが、震災前の水準には回復していないため。 | 観光交流局 |
| 28 | 小名浜港の復旧 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・令和2年度までに工事が完了する見込みのため。 | 土木部 |
| 29 | 小名浜港東港地区国際物流ターミナルの整備（国際ハルク戦略港湾としての機能強化） | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・小名浜港東港地区の整備を進め、令和2年度までに供用開始する見込みのため。 | 土木部 |
| 30 | 相馬港の復旧 | 完了見込み | — | 令和2年度 | ・令和2年度までに工事が完了する見込みのため。 | 土木部 |
| 31 | 相馬港4号ふ頭地区国際物流ターミナルの整備 | 完了・達成 | — | 平成28年度 | ・平成27～28年度にかけて埋立造成等を実施し、完了したため。 | 土木部 |
| 32 | 小名浜港や相馬港の利用促進 | 継続 | — | 未定 | ・令和2年度までに小名浜港三崎防波堤や相馬港沖防波堤整備等の工事が完了する見込みであるが、今後は小名浜港沖防波堤整備を継続するとともに、両港の貨物取扱量を増加させるため、ポートセールス活動を継続的に実施していく必要があるため。 | 土木部 |

(3) JR常磐線・只見線の早期復旧

| | | | | | | |
|----|-----------------|-------|-------------|----|---|----------------|
| 33 | JR常磐線の早期復旧・基盤強化 | 一部見直し | JR常磐線の基盤強化等 | 未定 | ・JR常磐線は令和元年度末に全線開通となる見込みのため。 ・JR常磐線の高速度化・基盤強化に関しては、引き続き国への要望等を継続していく必要があるため。 | 企画調整部 生活環境部 |
|----|-----------------|-------|-------------|----|---|----------------|

| No | 現行の取組の内容 | 総点検結果（取組内容の修正案） | | 終期 | 理由 | 部局 |
|----|----------------------------|-----------------|---|----|--|-------|
| 34 | JR只見線の早期復旧・只見線応援団等による利活用促進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の全線開通を目指し、引き続きJR東日本と連携を図りながら復旧工事を進める必要があるため。 全線開通を見据え、地元主体による只見線利活用のための持続的な取組が必要となるため。 | 生活環境部 |

3 防災・災害対策の推進

(1) 防災意識の高い人づくり・地域づくり

| | | | | | | |
|----|---------------------------------------|----|---|--------|---|-------|
| 35 | 福島県及び市町村の地域防災計画の見直し | 継続 | — | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> 防災に関する知見は常に進歩しており、実際の災害から得られる教訓も同様である。令和元年度より、「福島県地震・津波被害想定」の見直しに着手する予定であり、現行の計画を最善とするのではなく、防災に関する国の基本計画も注視しながら、現行計画の検証、見直しを継続する必要があるため。 | 危機管理部 |
| 36 | 被災建築物の応急危険度判定制度の充実や応急仮設住宅等に関する協定の締結推進 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定士について、新規登録者養成の取組を継続する必要があるため。 実際の判定活動に備え、スキル向上・維持を目的に継続的に訓練を行う必要があるため。 | 土木部 |
| 37 | 大規模災害発生時に備えた燃料等の備蓄体制の構築 | 継続 | — | 令和12年度 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時等における燃料備蓄については、継続的に体制を維持する必要があるため。 | 危機管理部 |
| 38 | 避難行動要支援者への情報提供や避難誘導体制の強化 | 継続 | — | 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者を災害から守るため、引き続き適切な避難支援が行われるよう、市町村に助言や情報提供などを行う必要があるため。 | 危機管理部 |
| 39 | 福祉避難所の設置、要介護者の災害時の緊急的相互受入体制の整備 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 未指定の相双地方4町村については、引き続き指定を働きかける必要がある。また、指定済の市町村については、有事において効果的な避難行動がとれるよう実効性を確保する必要があることから、開設・運営へ向けた支援が必要であるため。 | 保健福祉部 |
| 40 | 災害時のマニュアル整備など保健・医療・福祉に関する連携体制の構築 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、技能維持を図るため、また、チーム等の数を増やす必要があるため継続的な取組が必要であるため。 災害派遣福祉チームの支援体制の整備に支障を来すことのないよう、現行の国庫補助制度を拡充するなど、十分な財政措置を講じるよう国へ要望していく必要があるため。 災害時救急医療体制の整備については、引き続き災害時の役割分担等、県内部及び関係機関との調整、検討が必要であるため。 | 保健福祉部 |
| 41 | 地域の防災体制強化、防災リーダーの育成、地域住民との情報の共有化 | 継続 | — | 未定 | <ul style="list-style-type: none"> 火山防災対策については、防災訓練や防災教育・啓発、さらに、火口周辺の緊急退避場所や危険周知のための情報伝達手段などの対策について検討を進めていく必要があるため。 原子力防災対策については、新たな原子力災害が発生した場合に備え、原子力防災体制の充実・強化を図る必要があるため。 消防団の入団促進に当たっては、事業所の消防活動への一層の理解と協力が必要であり、また、若い人材の確保が重要であることから、今後も取組の継続が必要であるため。 集中豪雨対策については、引き続き、出前講座を実施し、県民の危機管理意識の向上を図る必要があるため。 | 危機管理部 |
| | | | | | | 土木部 |

